

第二次 交野市産業振興基本計画

～つながって、強くなる～

交 野 市

令和6年(2024年)3月

目 次

第1章	計画の概要	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の対象期間	2
第2章	地域産業の現状	3
1	産業全体	3
2	商業	5
3	工業	6
4	農業	7
5	観光	9
6	人口	10
7	流出人口・流入人口	12
第3章	アンケート調査結果の概要	14
1	アンケート調査の概要	14
2	事業者アンケート調査結果	14
3	事業者アンケート結果のまとめ	24
第4章	地域産業の課題	27
1	商業	27
2	工業	28
3	農業	29
4	観光	30
第5章	計画の基本テーマと具体的な取組	31
1	基本テーマ	31
2	施策体系	32
3	SDGsの推進について	33
	基本テーマⅠ つながって、「育む」新しい交野の産業	35
	基本テーマⅡ つながって、「生み出す」新しい交野の産業	39
	基本テーマⅢ つながって、「伝える」新しい交野の産業	43
	基本テーマⅣ つながって、「賑わう」新しい交野の産業	45
	重要項目について	48
第6章	推進体制	49
巻末資料		50
1	交野市産業振興基本条例	50
2	交野市産業振興対策審議会規則（2017年改正）	52
3	委員名簿 交野市産業振興対策審議会	53
4	第二次産業振興基本計画策定の経過	54

1 計画策定の趣旨

本市におきましては、平成26年3月に地域産業の振興を総合的かつ計画的に推進していく具体的な施策を示すため、「交野市産業振興基本計画」を策定しました。その後、産業団体や事業者等による様々な活性化事業、星田駅北・星田北土地地区画整理事業による星田エリアの開発、企業立地促進条例の施行による企業誘致の強化、交野ブランド「カタノのチカラ」認定制度による地域のブランディングの確立など、地域産業のにぎわいの創出を目指して、団体・事業者・市民及び市が連携し、取り組んで参りました。

この10年の間に、少子高齢化による生産年齢人口の減少、持続可能な社会の実現に向けた取り組み意識の高まり、感染症の流行や国勢的な経済情勢の激化など地域産業を取り巻く環境は大きく変化しています。

本市の事業者においてもDX（デジタルトランスフォーメーション）^{※1}やカーボンニュートラル^{※2}、自然災害や感染症の流行など、外的な要因による不測の事態など困難な状況への対応が求められるようになってきました。

地域産業の衰退は、まちの賑わいの喪失に繋がります。“みんながつどい交流し、活力が生まれるまち”を目指すためには、商業・工業・農業および観光の地域産業に関わる団体、事業者、市民と行政が多様な視点から問題意識を共有し取り組むことが必要です。

令和6年3月に産業振興基本計画が計画期間の終了を迎えることから、第一次計画で生まれた“つながり”を強化し、新たな10年間の産業振興に取り組むため、地域産業に関わる団体・事業者・市民や行政が連携・協力し、「第二次交野市産業振興基本計画」を策定しました。

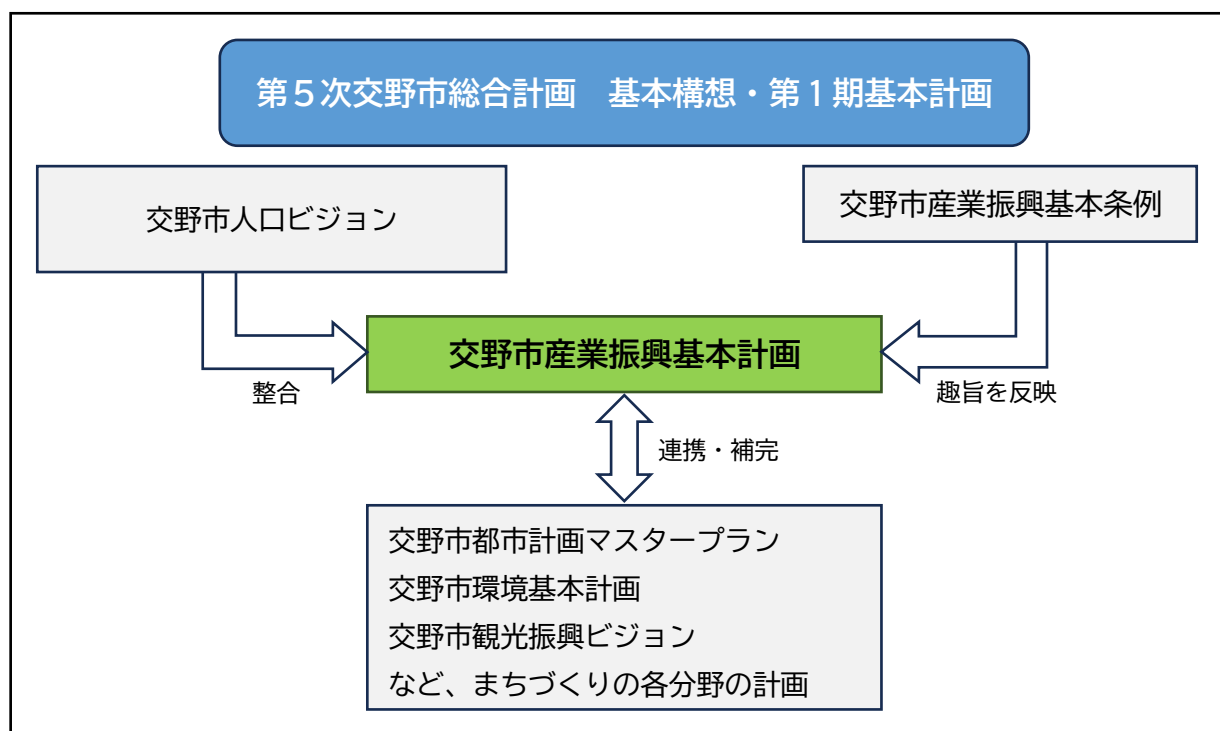
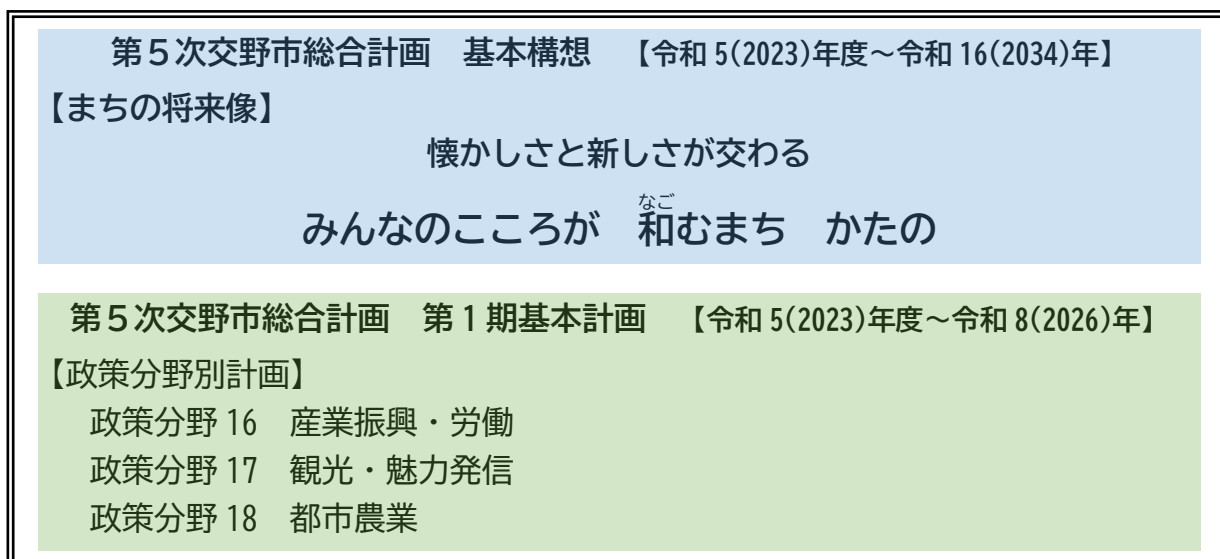
“つながって、強くなる” 交野の産業

※1 DX（デジタルトランスフォーメーション）：企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること

※2 カーボンニュートラル：二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量から、植林や森林管理による森林の吸収量や、大気中の除去量を差し引いた値がゼロになること。カーボンニュートラルを達成するためには、排出量を抑えることと、吸収量・除去量を増やすことが必要とされている

2 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「第5次交野市総合計画基本構想、第1期基本計画」と、本市の産業振興の方向性を定めた「交野市産業振興基本条例」を踏まえ、交野市都市計画マスタープラン、交野市環境基本計画、交野市観光振興ビジョン等の関連計画と整合性を図りながら、地域産業の振興施策を定めるものです。



3 計画の対象期間

本計画の期間は、令和6年度(2024年度)から令和15年度(2033年度)までの10年間とします。ただし、社会情勢や経済状況の変化に対応するため、毎年、事業の見直しを行うこととします。

1 産業全体

①事業所数

令和3(2021)年の本市全体の事業所数は、1,930事業所であり、平成21(2009)年と比較すると、177事業所の減少(減少率8.4%)となっています。

業種別にみると、令和3(2021)年では、「卸売業、小売業」が396事業所(構成比:20.5%)と最も多く、次いで「医療、福祉」が270事業所(構成比:14.0%)、「建設業」が210事業所(構成比:10.9%)などとなっています。また、平成21(2009)年と比較すると、最も多い「卸売業、小売業」は、92事業所の減少(減少率:18.9%)となっています。

◆業種別事業所数の推移

	平成21(2009)年 経済センサス		平成24(2012)年 経済センサス		平成28(2016)年 経済センサス		令和3(2021)年 経済センサス	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
農業、林業	3	0.1%	3	0.1%	3	0.2%	4	0.2%
建設業	218	10.3%	221	10.9%	199	10.3%	210	10.9%
製造業	196	9.3%	180	8.9%	180	9.3%	164	8.5%
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0.0%	0	0.0%	2	0.1%	3	0.2%
情報通信業	20	0.9%	14	0.7%	14	0.7%	14	0.7%
運輸業、郵便業	35	1.7%	36	1.8%	39	2.0%	45	2.3%
卸売業、小売業	488	23.2%	467	23.0%	423	21.9%	396	20.5%
金融業、保険業	26	1.2%	29	1.4%	24	1.2%	19	1.0%
不動産業、物品賃貸業	153	7.3%	132	6.5%	117	6.0%	133	6.9%
学術研究、専門・技術サービス業	86	4.1%	90	4.4%	88	4.6%	89	4.6%
宿泊業、飲食サービス業	207	9.8%	209	10.3%	192	9.9%	167	8.7%
生活関連サービス業、娯楽業	204	9.7%	187	9.2%	180	9.3%	169	8.8%
教育、学習支援業	156	7.4%	131	6.5%	128	6.6%	124	6.4%
医療、福祉	180	8.5%	205	10.1%	236	12.2%	270	14.0%
複合サービス事業	11	0.5%	7	0.3%	11	0.6%	11	0.6%
サービス業(他に分類されないもの)	123	5.8%	118	5.8%	98	5.1%	112	5.8%
総数	2,107	100.0%	2,029	100.0%	1,934	100.0%	1,930	100.0%

(資料:平成21年・平成24年・平成28年・令和3年経済センサス)

②従業者数

令和3(2021)年の市内事業所の従業者数は、17,935人であり、平成21(2009)年と比較すると、約10年間で2,457人の減少(減少率:12.0%)となっています。

業種別にみると、令和3(2021)年では、「医療、福祉」が4,055人(構成比:22.6%)と最も多く、次いで「卸売業、小売業」が3,777人(構成比:21.1%)、「製造業」が3,142人(構成比:17.5%)などとなっています。また、平成21(2009)年と比較すると、令和3(2021)年で最も多い「医療、福祉」は、1,116人の増加(増加率:38.0%)となっています。

◆業種別従業者数の推移

	平成21(2009)年 経済センサス		平成24(2012)年 経済センサス		平成28(2016)年 経済センサス		令和3(2021)年 経済センサス	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
農業、林業	14	0.1%	14	0.1%	15	0.1%	13	0.1%
建設業	1,358	6.7%	1,156	6.7%	1078	6.3%	1090	6.1%
製造業	3,644	17.9%	3,375	19.5%	3,206	18.8%	3,142	17.5%
電気・ガス・熱供給・ 水道業	40	0.2%	0	0.0%	10	0.1%	10	0.1%
情報通信業	58	0.3%	35	0.2%	20	0.1%	20	0.1%
運輸業、郵便業	1013	5.0%	876	5.0%	707	4.1%	856	4.8%
卸売業、小売業	4,089	20.1%	3,756	21.6%	3,512	20.6%	3,777	21.1%
金融業、保険業	311	1.5%	268	1.5%	280	1.6%	206	1.1%
不動産業、物品賃貸業	448	2.2%	345	2.0%	343	2.0%	446	2.5%
学術研究、専門・技術 サービス業	362	1.8%	324	1.9%	342	2.0%	407	2.3%
宿泊業、飲食サービス 業	1,513	7.4%	1,519	8.8%	1,151	6.8%	1,242	6.9%
生活関連サービス業、 娯楽業	1,199	5.9%	1,138	6.6%	871	5.1%	854	4.8%
教育、学習支援業	2,556	12.5%	868	5.0%	896	5.3%	999	5.6%
医療、福祉	2,939	14.4%	3,004	17.3%	3,725	21.9%	4,055	22.6%
複合サービス事業	114	0.6%	80	0.5%	231	1.4%	202	1.1%
サービス業(他に分類さ れないもの)	734	3.6%	592	3.4%	651	3.8%	616	3.4%
総数	20,392	100.0%	17,350	100.0%	17,038	100.0%	17,935	100.0%

(資料：平成21年・平成24年・平成28年・令和3年経済センサス)

2 商業

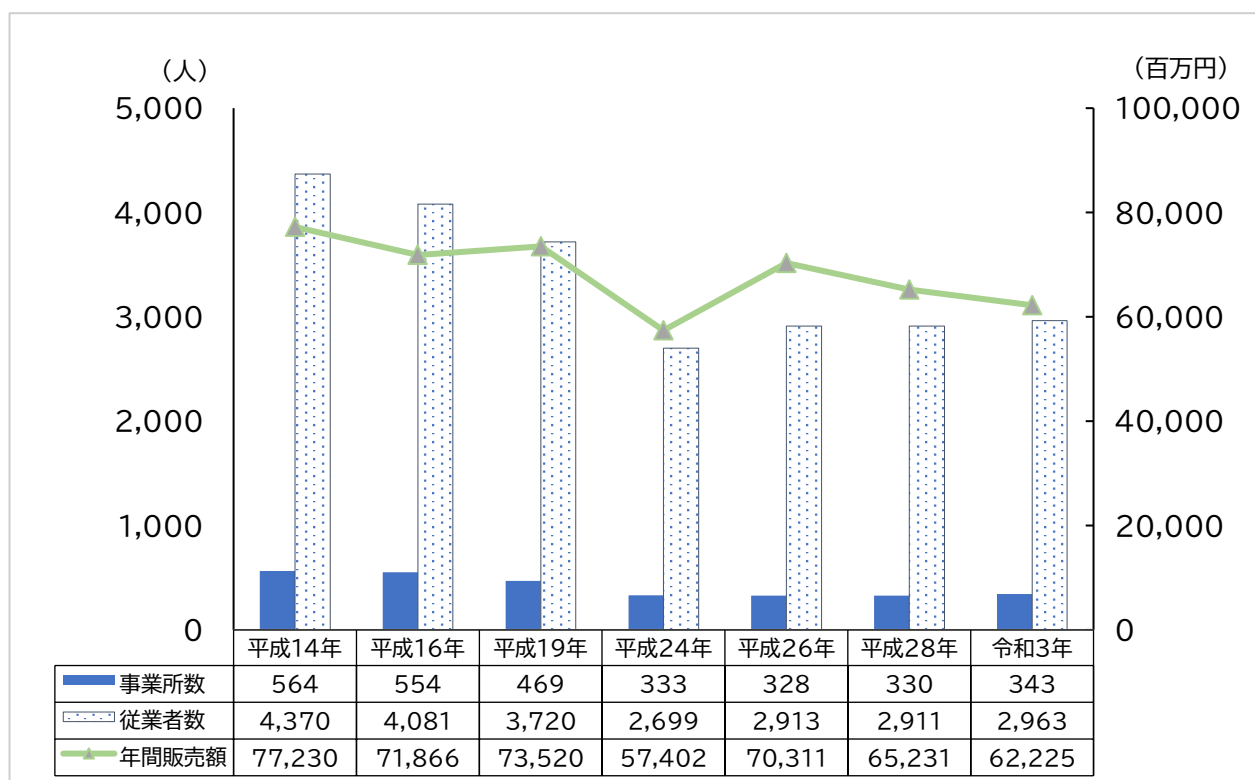
本市は、市域全域(2,555ha)が都市計画区域に定められており、そのうち、近隣商業地域^{※1}として、京阪郡津駅、京阪交野市駅、JR 星田駅の周辺地域など、計 19ha が指定されています。

また、商店街は、市内各駅を中心に 5 か所(交野駅前商店会、交野中央商店会、郡津駅前商店会、郡津商工会及び星田駅前商店会)に形成されています。一方、量販店と言われる大規模小売店舗^{※2}は、星田駅北、私部、藤が尾周辺に立地しています。

商業統計調査の結果から「卸売業、小売業」についてみると、令和 3(2021)年の事業所数は、343 事業所であり、平成 14(2002)年と比較すると、221 事業所の減少(減少率:39.2%)となっています。

一方、令和 3(2021)年の従業者数は、2,963 人であり、平成 14(2002)年と比較すると、1,407 人の減少(減少率:32.2%)となっています。また、令和 3(2021)年の年間販売額は、62,225 百万円であり、平成 14(2002)年と比較すると、15,005 百万円の減少(減少率:19.4%)となっています。

◆卸売業・小売業の事業所数、従業者数及び年間販売額の推移



(資料：各年商業統計調査)

※1 近隣商業地域：近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域

※2 大規模小売店舗：売場面積が1,000㎡以上の量販店等の小売店舗

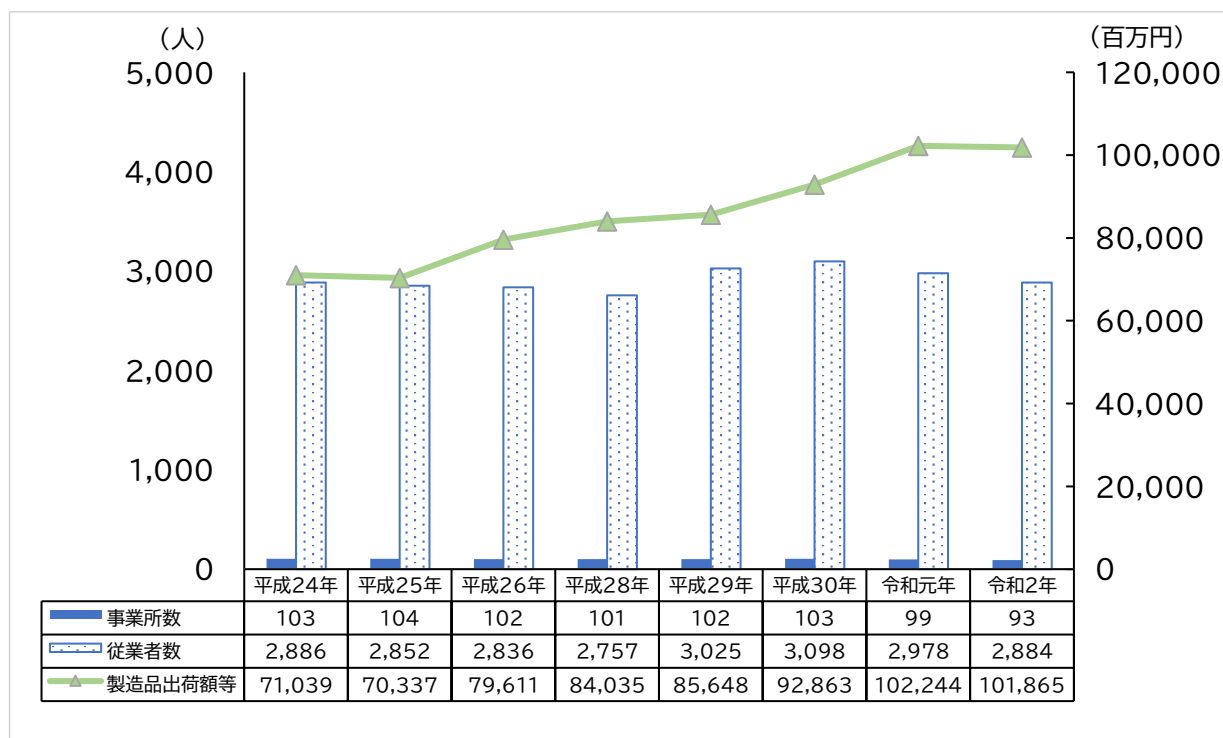
3 工業

本市は、前述した都市計画区域のうち、工業、とりわけ製造業が立地する地域として、工業地域※1は44ha、準工業地域※2は69haが指定されています。

工業地域は、幾野3丁目～6丁目の一部及び郡津2丁目の一部、星田北1丁目・4丁目・6丁目の一部にあり、準工業地域は、星田北5丁目・8丁目・9丁目の一部にあります。

工業統計調査の結果から「製造業」についてみると、令和2(2020)年の事業所数は、93事業所であり、平成24(2012)年と比較すると、10事業所の減少(減少率:9.7%)となっています。また、令和2(2020)年の従業者数は、2,884人であり、平成24(2012)年と比較すると、2人の減少(減少率:0.1%)となっています。次に、令和2(2020)年の製造品出荷額は、101,865百万円であり、平成24(2012)年と比較すると、30,826百万円の増加(増加率:43.4%)となっています。

◆製造業の事業所数、従業者数及び年間販売額の推移



(資料：各年工業統計年報)

※1 工業地域：主として工業の利便を増進するため定める地域

※2 準工業地域：主として環境の悪化をもたらす恐れのない工業の利便を増進するため定める地域

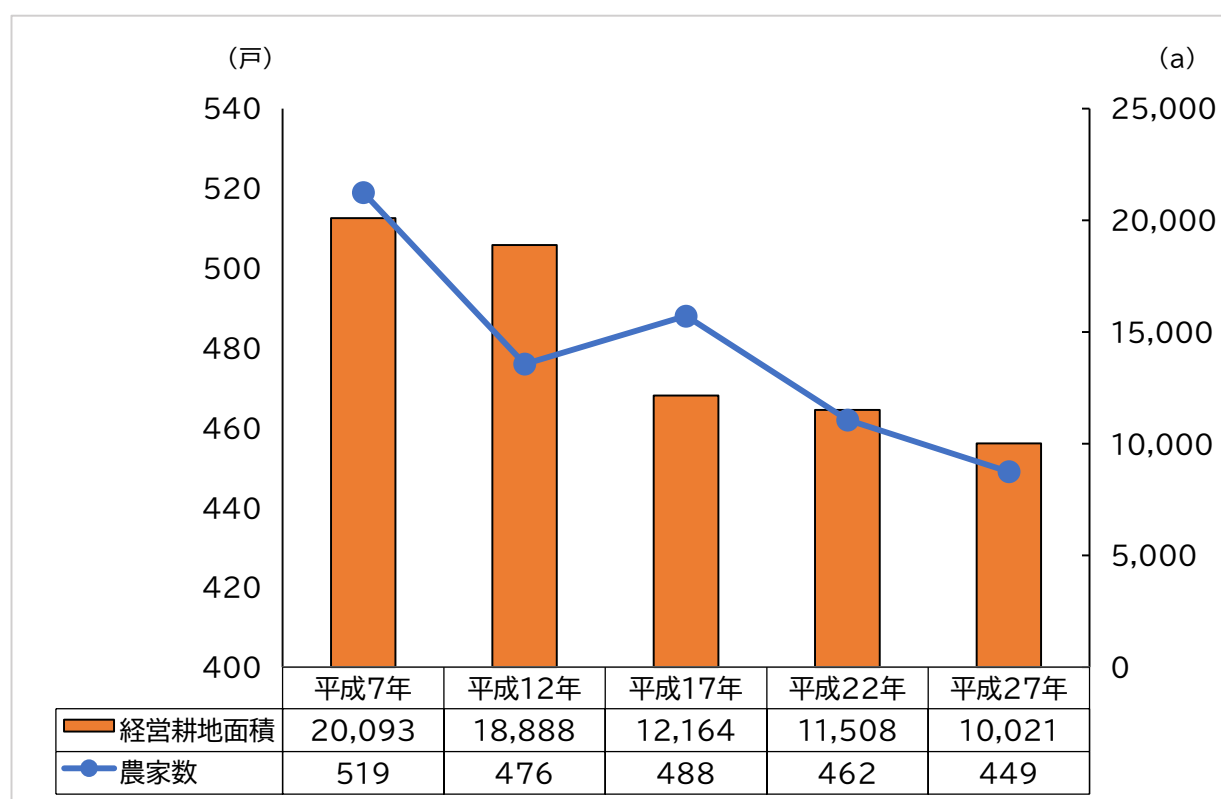
4 農業

農林業センサスによると、平成 27(2015)年の総農家数は、449 戸であり、平成 7(1995)年と比較すると、70 戸の減少(減少率:13.5%)となっています。また、平成 27(2015)年の経営耕地面積は、10,021a であり、平成 7(1995)年と比較すると、10,072a の減少(減少率:50.1%)となっています。

次に、販売農家・自給的農家についてみると、令和 2(2020)年の総農家数 374 戸のうち、販売農家 137 戸(構成比:36.6%)、自給的農家 237 戸(構成比:63.4%)であり、平成 12(2000)年と比較すると、販売農家数は年々減少しています。

平成 27(2015)年の年齢別農業就業人口は、65 歳以上が 61.7%であり、平成 22(2010)年の 52.6%からさらに増加して、農業従事者の高齢化が進んでいます。

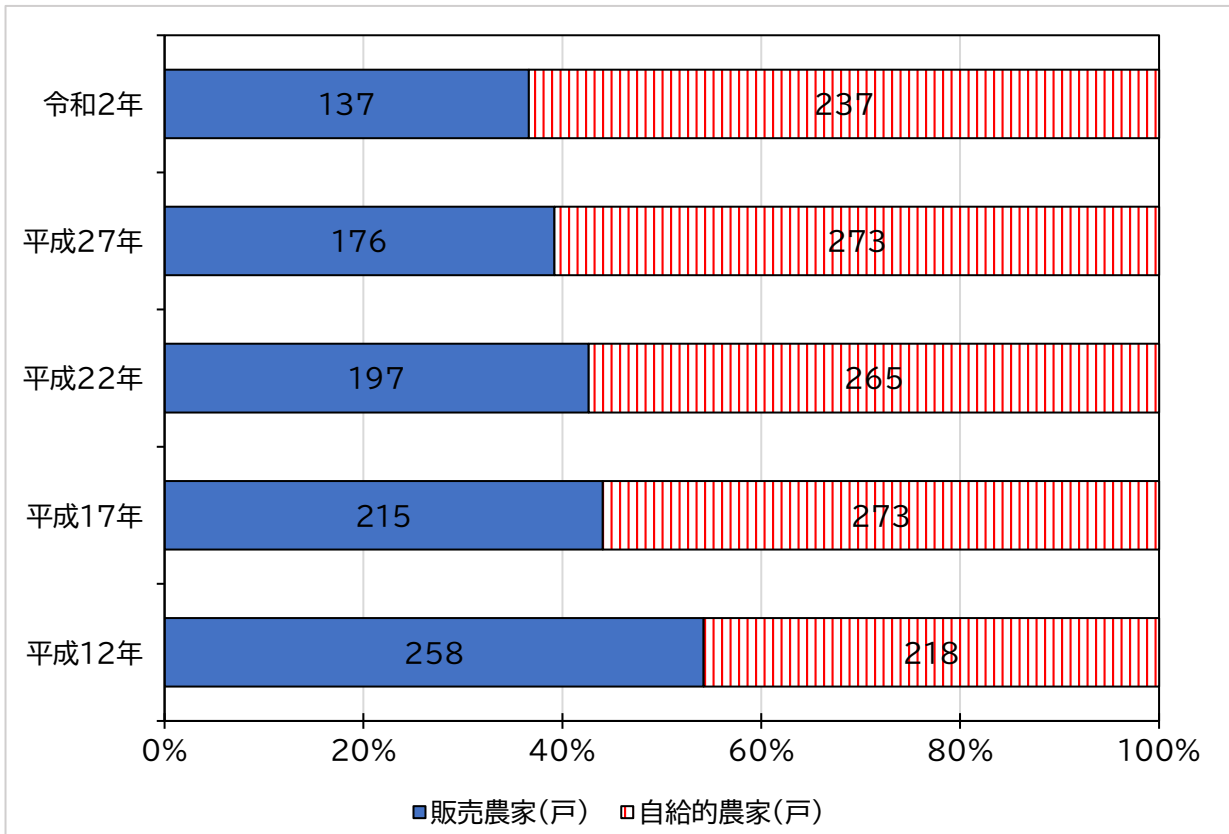
◆農家数、経営耕地面積の推移



(資料：平成12, 22年は世界農林業センサス、平成7, 17, 27年は農林業センサス)

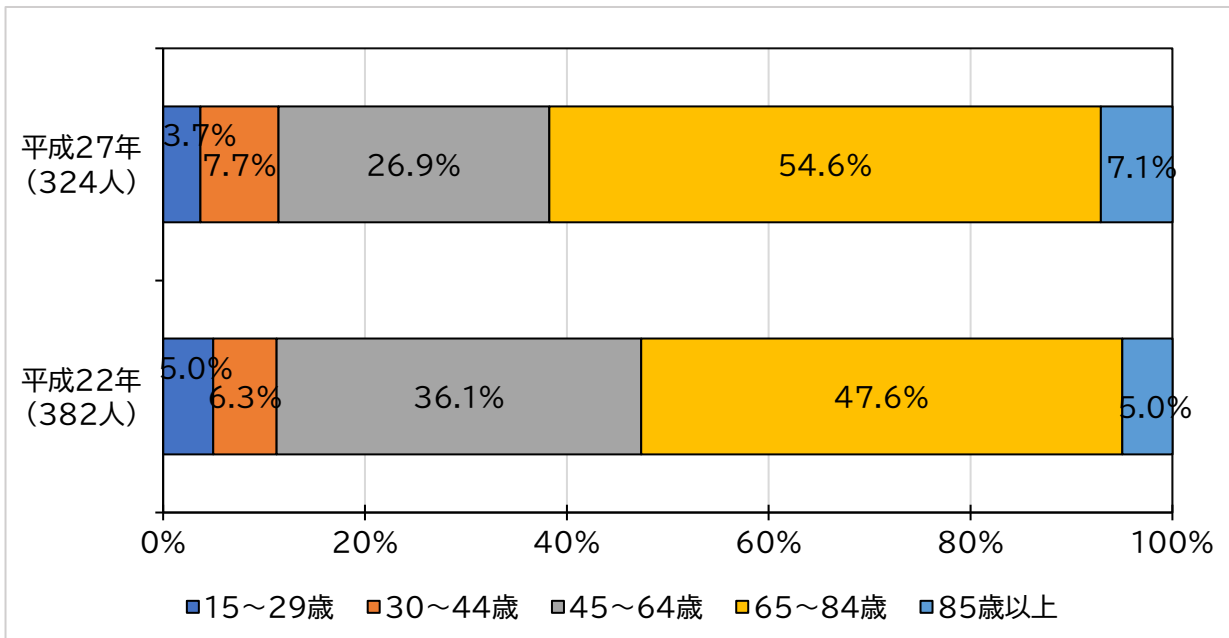
※1 販売農家：経営耕地面積が 30a 以上又は農産物販売金額が 50 万円以上の農家
 ※2 自給的農家：経営耕地面積が 30a 未満かつ農産物販売金額が 50 万円未満の農家

◆販売農家・自給的農家の推移



(資料：平成12,22年 世界農林業センサス、平成17,27年,令和2年 農林業センサス)

◆農業従業人口の年齢分布の推移



(資料：平成22年世界農林業センサス、平成27年農林業センサス)

5 観光

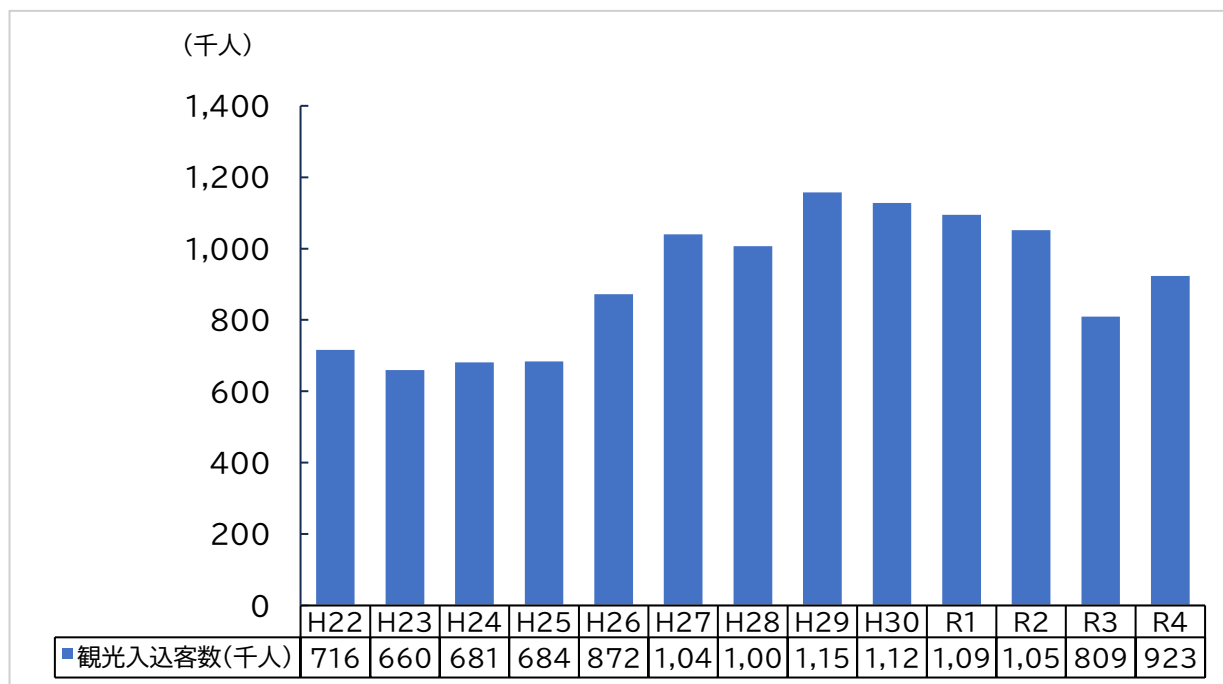
本市は、府民の森ほしだ園地、府民の森くろんど園地、大阪公立大学附属植物園、交野市立いわふね自然の森スポーツ・文化センター等の自然に親しむ施設や、国宝である獅子窟寺の「木造薬師如来坐像」、国指定重要文化財である八葉蓮華寺の「木造阿弥陀如来立像」や北田家住宅等の歴史文化財が、地域に点在しております。

これらの施設等の利用者数は、令和3(2021)年で809千人となっており、平成22(2010)年と比較すると約930千人の増加(増加率:12.9%)となっています。

令和3(2021)年に大きく観光客数が減少した理由として、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、緊急事態宣言が3度発令にされたことによる外出自粛制限を受けたことが大きな要因です。

また、本市には、古来より七夕文化が継承されており、本市の中央を流れる天野川、それに架かる逢合橋、織姫を祀る神社等、七夕に関する地域資源が多く点在しています。また、7月から8月には、市内各所で七夕にまつわる行事が開催されています。

◆観光入込客数の推移（平成22年～令和3年）



(資料：交野市)

6 人口

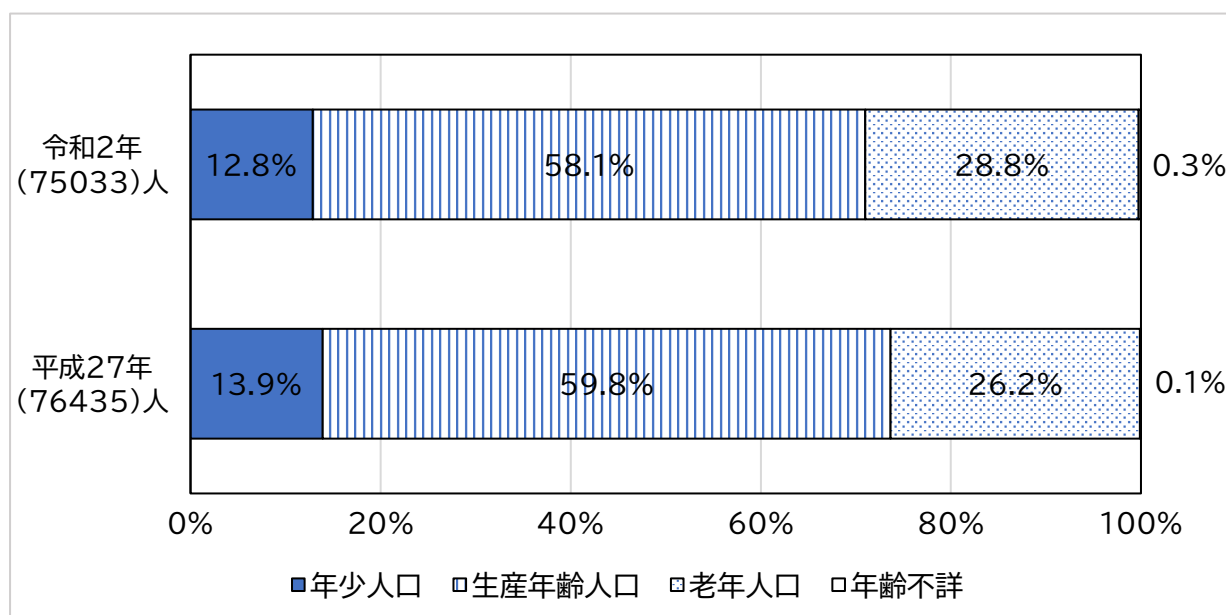
本市の令和 5(2023)年 3 月末現在の人口は 77,243 人、世帯数は 33,821 世帯となっています。

全体として、緩やかな減少傾向ですが、後期高齢者が大きく増加しております。人口割合をみると、令和 2(2020)年の年少人口(0~14 歳)、労働力となる生産年齢人口(15~64 歳)の割合は、共に減少しています。一方、老年人口(65 歳以上)の割合は、増加しており、令和 2(2020)年における高齢者人口(65 歳以上) 21,581 人に対し、生産年齢人口(15~64 歳)は 43,621 人であり、現役世代 2 人で高齢者 1 人を支えている関係です。

5 歳階級別人口を国勢調査で見ると、令和 2(2020)年は 45~49 歳(構成比: 8.5%)、50~54 歳(構成比: 7.8%)、70~74 歳(構成比: 7.6%)の順での人口が多く、5 年前の平成 27(2015)年では、40~44 歳(45~49 歳、構成比: 8.4%)と 45~49 歳(50~54 歳、構成比: 7.8%)、65~69 歳(70~74 歳、構成比: 7.8%)が高いことから、時間の経過とともに、年代別人口のピークが推移していることがわかります。

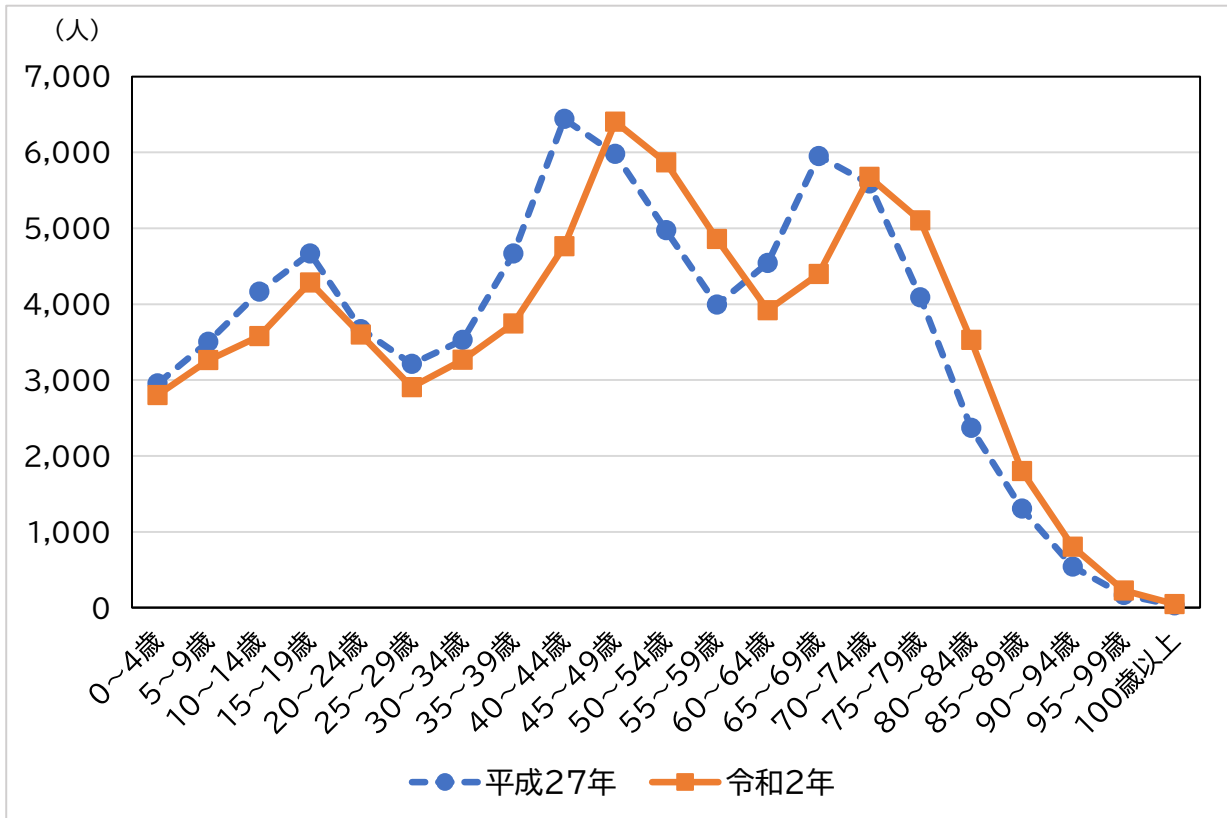
将来人口見通しとして、「交野市人口ビジョン」によると、交野市の将来人口はすでに減少局面に入っています。市独自推計上、令和 12(2030)年には 68,747 人、令和 22(2040)年には 60,681 人と大きく減少することが予想されます。

◆人口構成割合の推移(令和 2 年、平成 27 年)

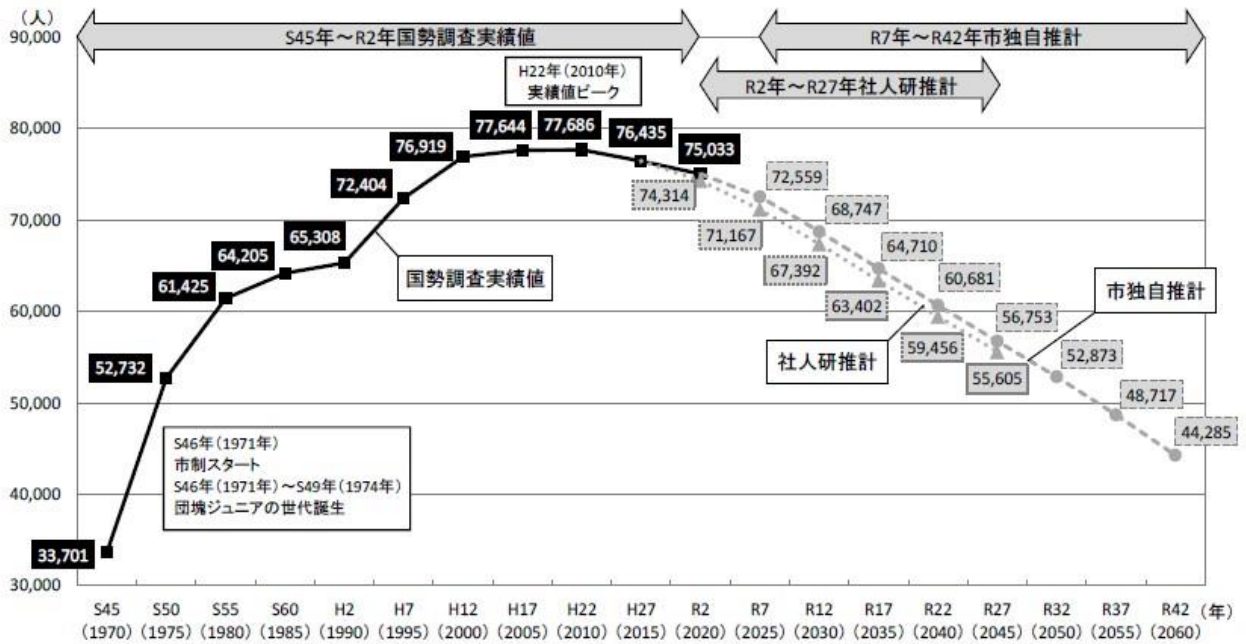


(資料: 各年国勢調査)

◆年代(5歳階級)別人口の推移(令和2年、平成27年)



(資料：各年国勢調査)



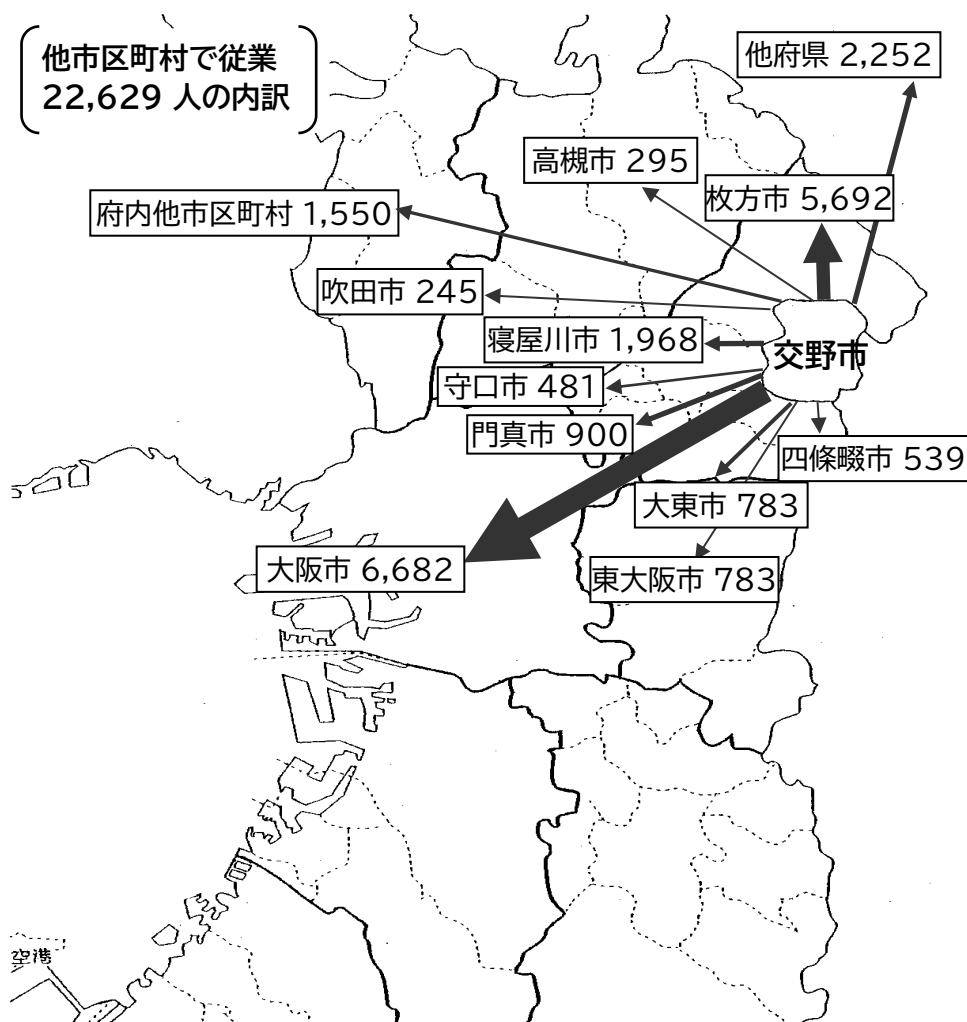
(資料：交野市人口ビジョン)

7 流出人口・流入人口

令和2(2020)年の流出人口^{※1}については、本市に常住する15歳以上の就業者・学生33,025人のうち、68.5%にあたる22,629人が他市町村へ通勤・通学しています。その内訳としては、大阪市が最も多く、6,682人(構成比:29.5%)であり、次いで枚方市5,692人(構成比:25.2%)、寝屋川市1,968人(構成比:8.7%)の順となっており、本市が大阪市や近隣市のベッドタウンとしての機能を有していることがわかります。

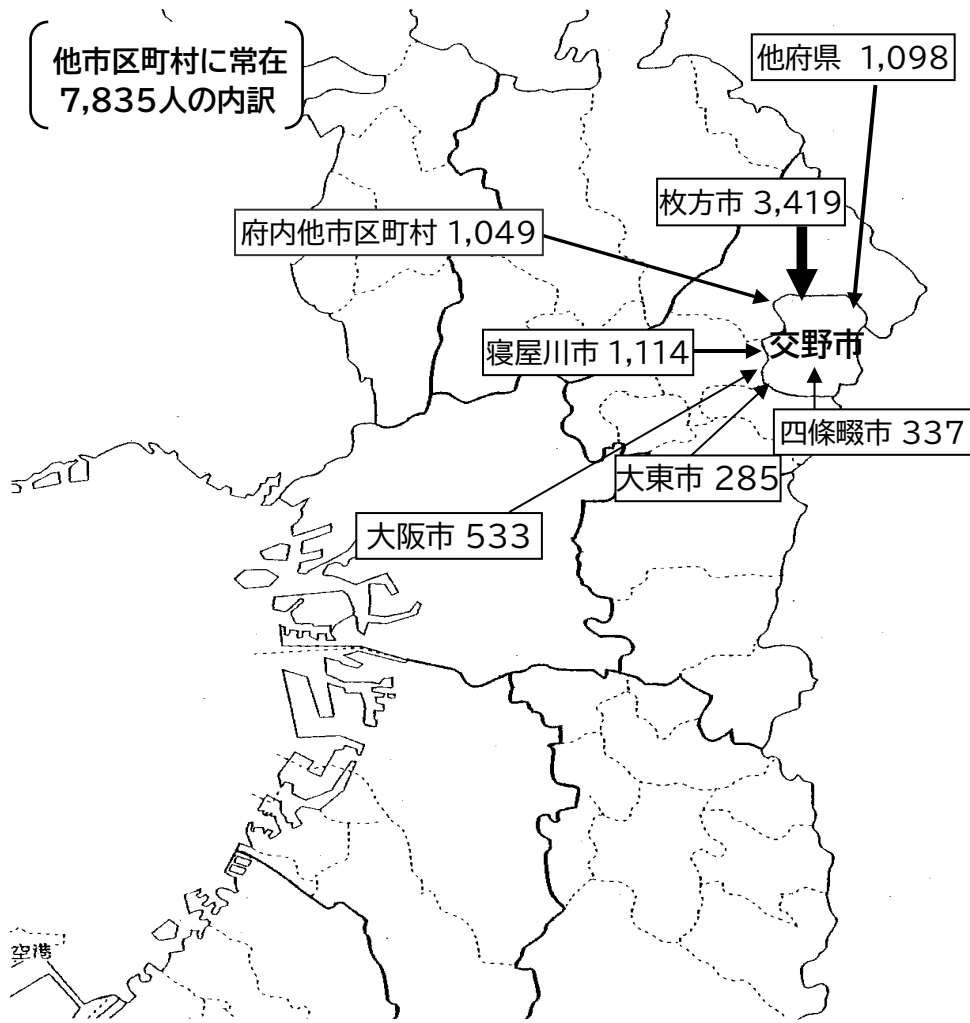
令和2(2020)年の流入人口^{※2}については、本市で従業する15歳以上の就業者・学生18,690人のうち、41.9%にあたる7,835人が他市町村から通勤・通学しています。その内訳としては、枚方市が最も多く、3,419人(構成比:43.6%)であり、次いで寝屋川市1,114人(構成比:14.2%)、大阪市533人(構成比:6.8%)となっています。

◆流出人口：交野市から他地域への流出人口（令和2年）



(資料：令和2年 国勢調査)

◆流入人口：他地域から交野市への流入人口（令和2年）



（資料：令和2年 国勢調査）

※1 流出人口：本市に常住し、他都道府県又は他市町村へ通勤・通学する15歳以上の人
※2 流入人口：他都道府県又は他市町村に常住し、本市へ通勤・通学する15歳以上の人

1 アンケート調査の概要

地域産業を取り巻く環境は大きく変わってきていることから、社会情勢の変化を踏まえ、産業振興施策を推進するための計画を策定する事を目的として、アンケート調査を実施しました。

	実施要領	配布数	有効回収数(有効回収率)
市民アンケート調査	住民基本台帳に登録のある18歳以上の人から、無作為抽出	1000	452件(45.2%) (インターネット回答128件)
農業者アンケート調査	農家台帳に登録がある人から、無作為抽出	500	226件(45.2%) (インターネット回答11件)
事業者アンケート調査	市内事業者	500	182件(36.4%) (インターネット回答30件)

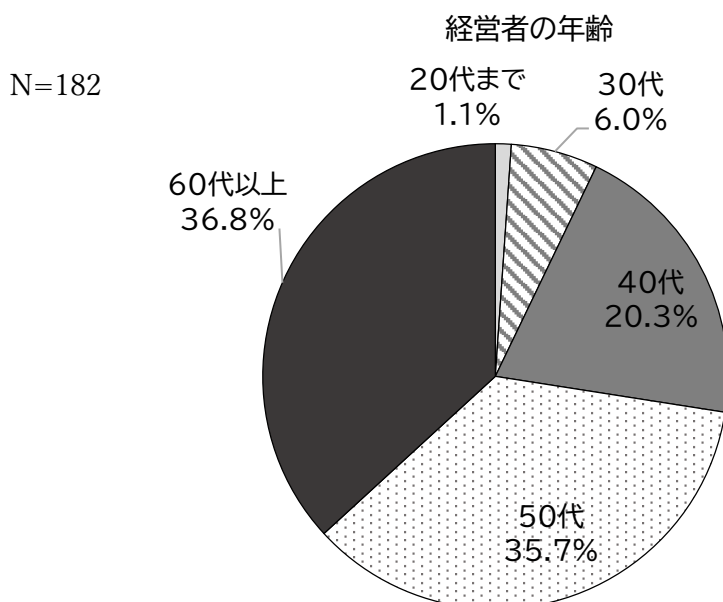
注：インターネット回答数は、内数。

以下では、「事業者アンケート」について結果を示しています。

2 事業者アンケート調査結果

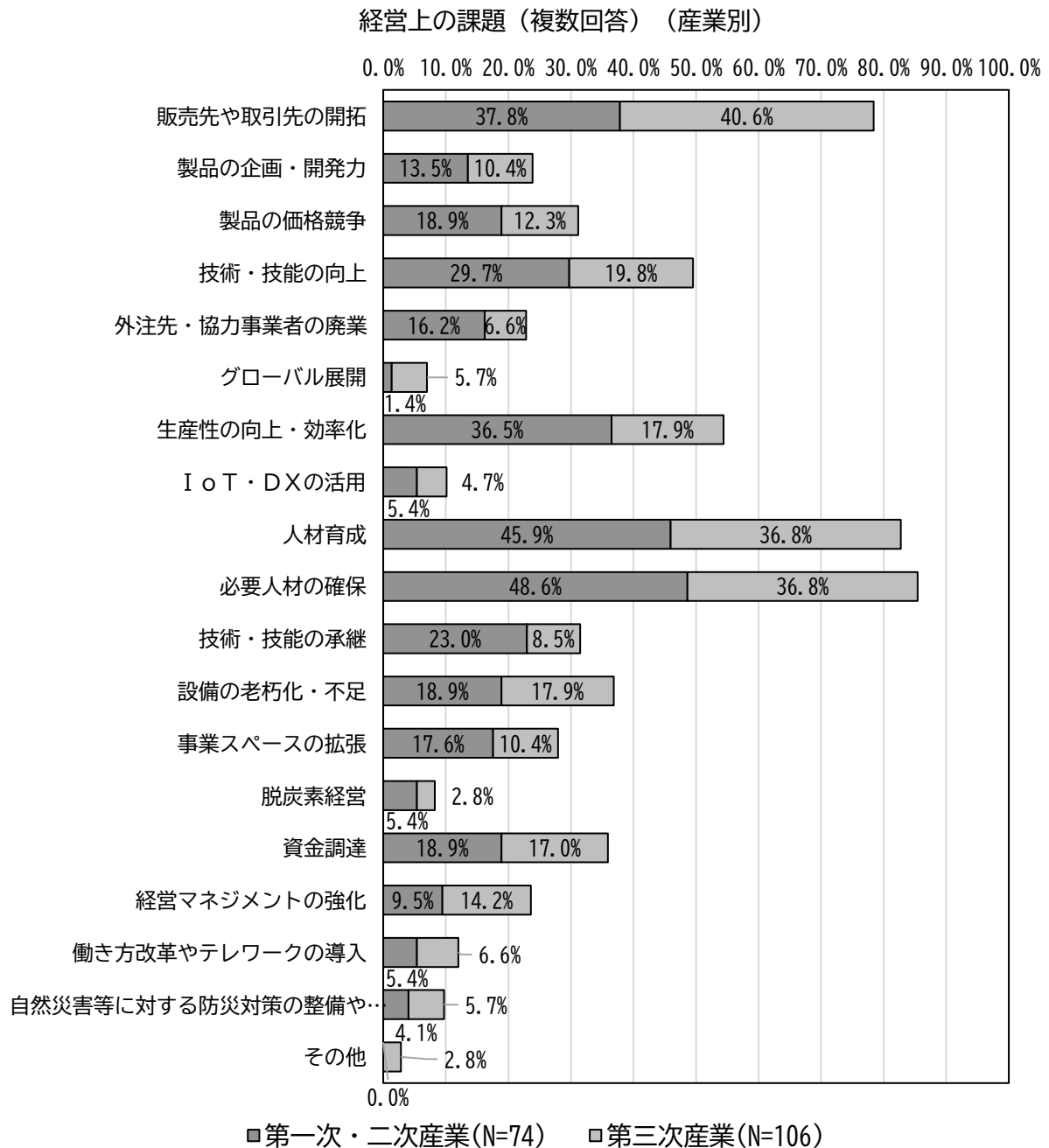
【経営者の年齢】

経営者の年齢についてみると、「60代以上」(36.8%)が最も多く、次いで「50代」(35.7%)、「40代」(20.3%)となっています。50代以上が7割以上を占めています。



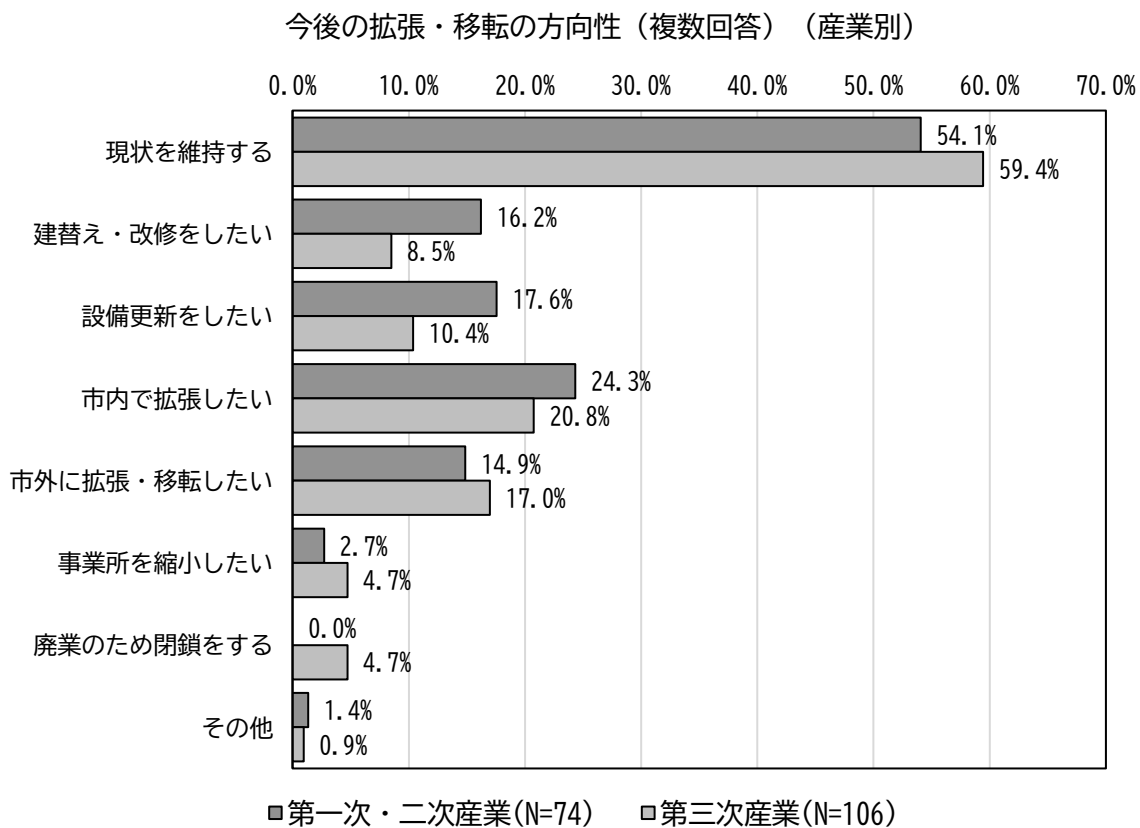
【経営上の課題】

経営上の課題を産業別にみると、「第一次・第二次産業」では、「必要人材の確保」(48.6%)が最も多く、次いで、「人材育成」(45.9%)、「販売先や取引先の開拓」(37.8%)となっています。「第三次産業」では「販売先や取引先の開拓」(40.6%)が最も多く、次いで、「必要人材の確保」、「人材育成」(いずれも36.8%)となっています。



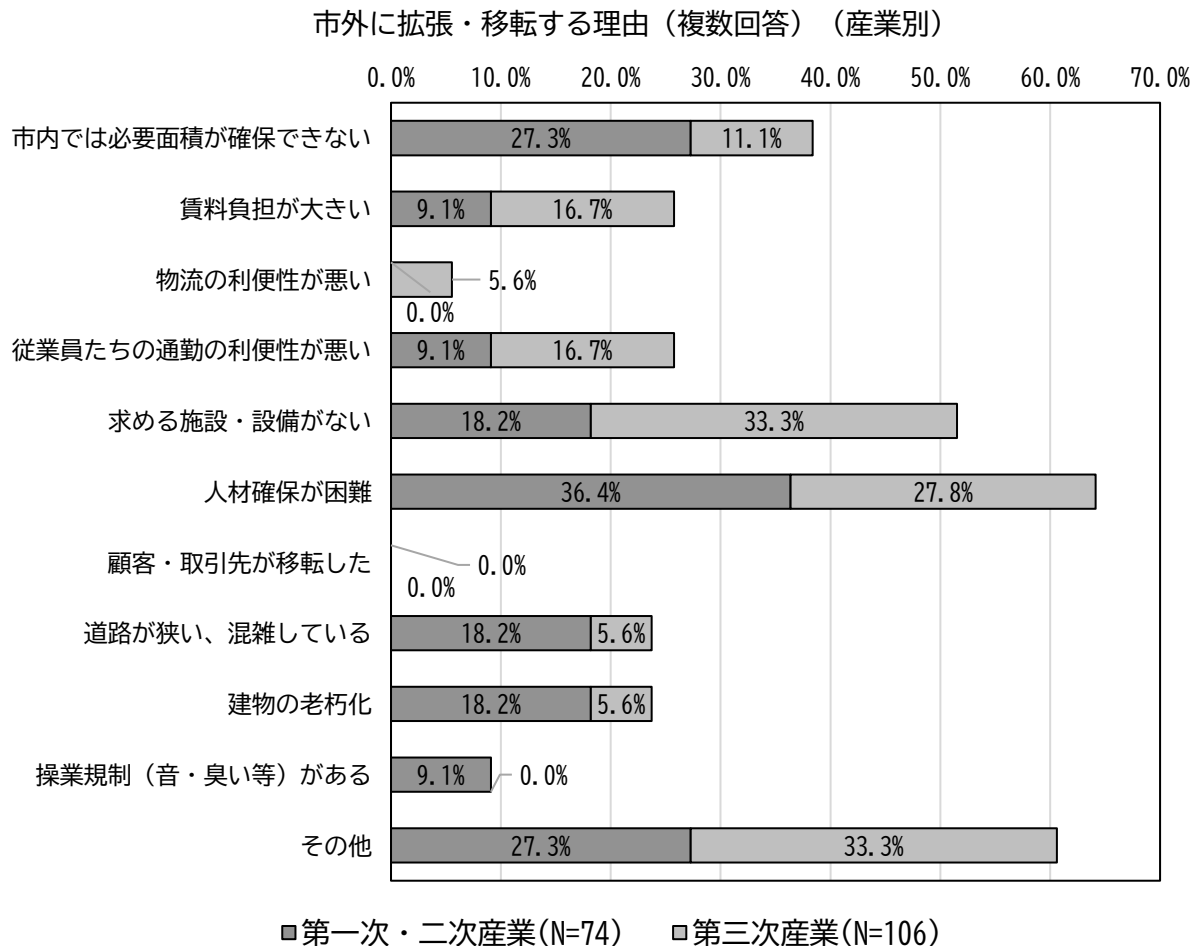
【今後の拡張・移転の方向性】

今後の拡張・移転の方向性を産業別にみると、「第一次・第二次産業」では、「現状を維持する」(54.1%)が最も多く、次いで「市内で拡張したい」(24.3%)、「設備更新をしたい」(17.6%)となっています。「第三次産業」では、「現状を維持する」(59.4%)が最も多く、次いで「市内で拡張したい」(20.8%)、「市外に拡張・移転したい」(17.0%)となっています。



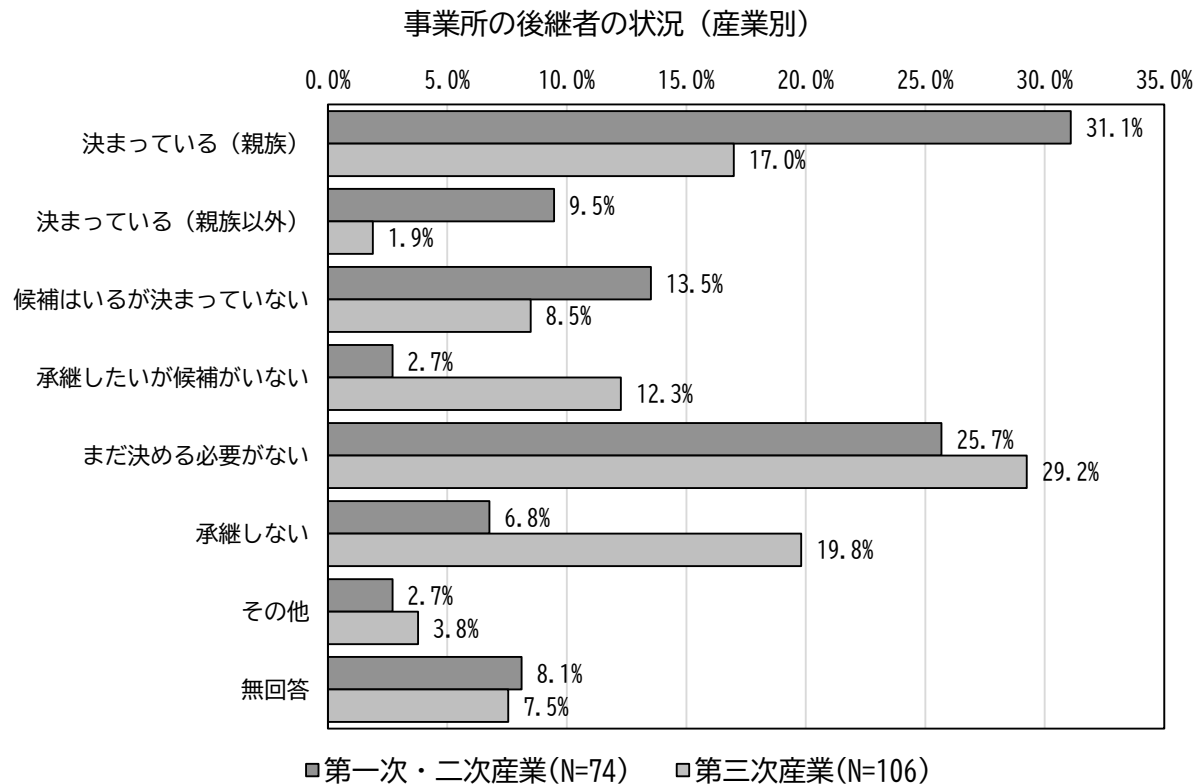
【市外に拡張・移転したい理由】

前述の【今後の拡張・移転の方向性】にて「市外へ拡張・移転したい」を選択された主な理由を産業別にみると、「第一次・第二次産業」では、「人材確保が困難」（36.4%）が最も多く、次いで「市内では必要面積が確保できない」（27.3%）となっています。「第三次産業」では、「求める施設・設備がない」（33.3%）が最も多く、次いで、「人材確保が困難」（27.8%）となっています。



【事業所の後継者の状況】

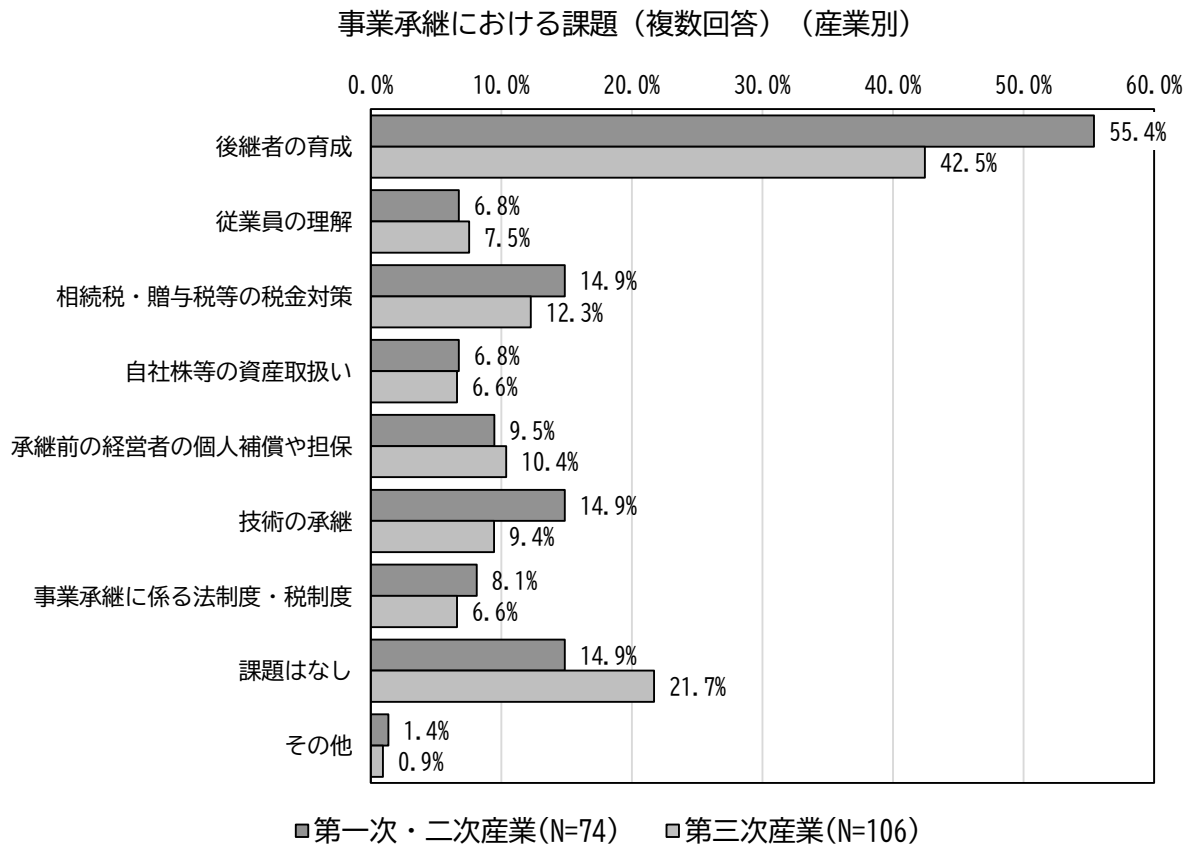
事業所の後継者の状況を産業別にみると、「第一次・第二次産業」では、「決まっている（親族）」（31.1%）が最も多く、次いで、「まだ決める必要がない」（25.7%）、「候補はいるが決まっていない」（13.5%）となっています。「第三次産業」では、「まだ決める必要がない」（29.2%）が最も多く、次いで「承継しない」（19.8%）、「決まっている（親族）」（17.0%）となっています。



【事業承継における課題】

事業承継における課題を産業別にみると、「第一次・第二次産業」では、「後継者の育成」(55.4%)が最も多く、次いで「相続税・贈与税等の税金対策」、「技術の承継」(いずれも14.9%)となっています。「第三次産業」では、「後継者の育成」(42.5%)が最も多く、次いで「相続税・贈与税等の税金対策」(12.3%)、「承継前の経営者の個人補償や担保」(10.4%)となっています。

また、「課題はなし」は、「第一次・第二次産業」では14.9%、「第三次産業」では21.7%となっています。

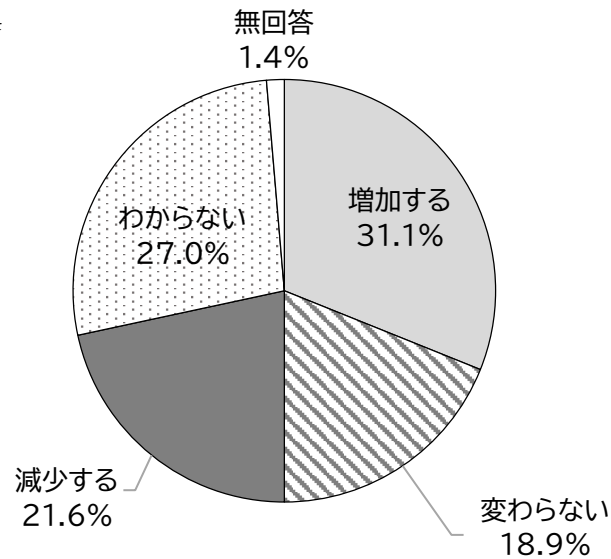


【経営状況の見通し】

経営状況の見通し(利益額)を産業別にみると、「第一次・第二次産業」では、「増加する」が31.1%で最も多く、次いで「わからない」(27.0%)となっています。「第三次産業」では、「減少する」が38.7%で最も多く、次いで「変わらない」(21.7%)となっています。

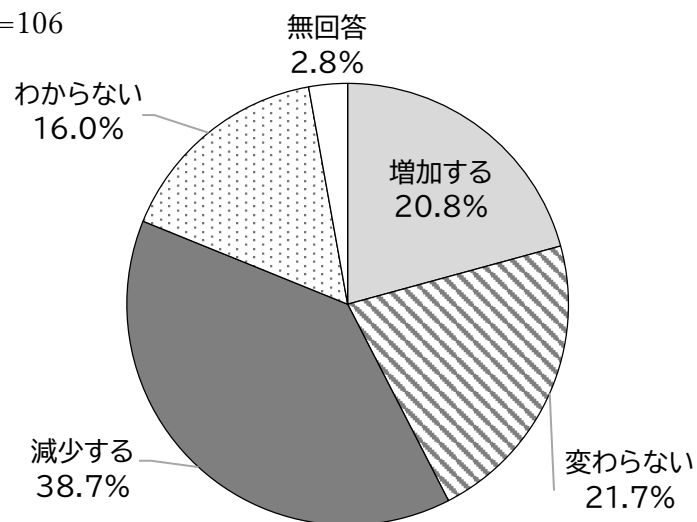
経営状況の見通し 利益額 (第一次・二次産業)

N=74



経営状況の見通し 利益額 (第三次産業)

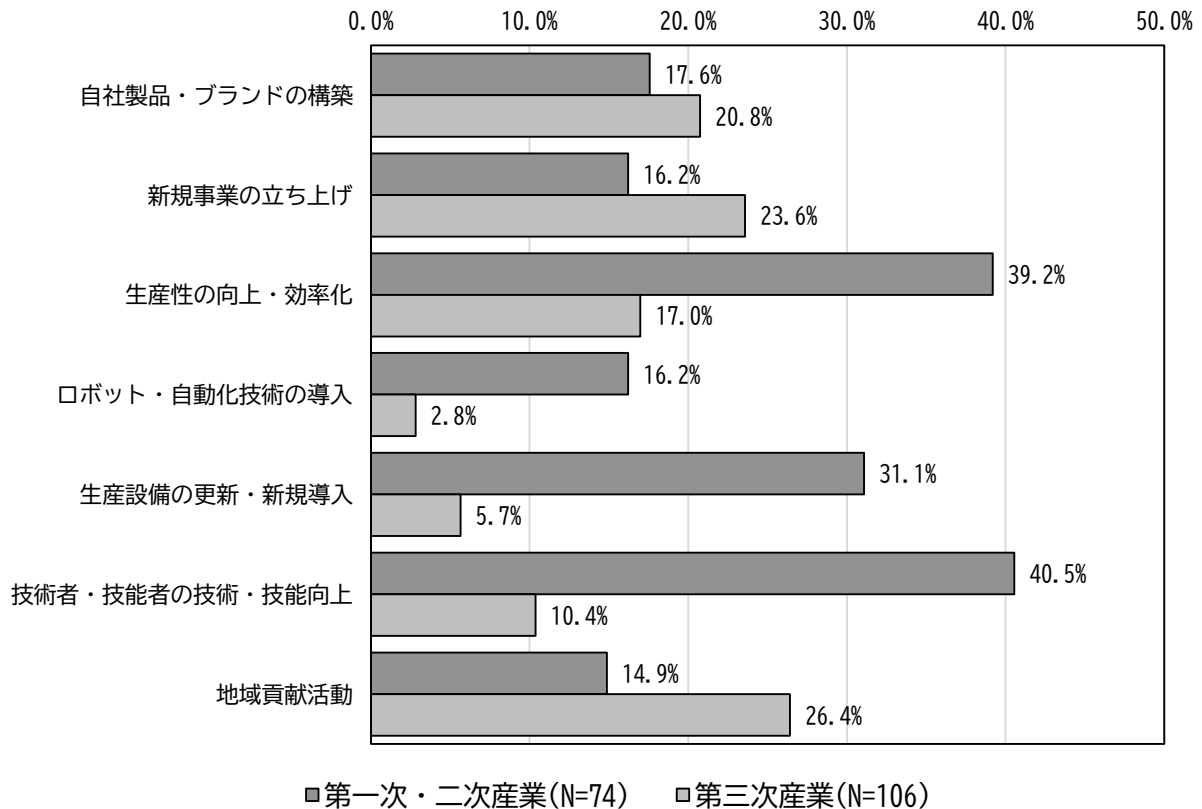
N=106



【今後の事業活動において関心がある活動内容】

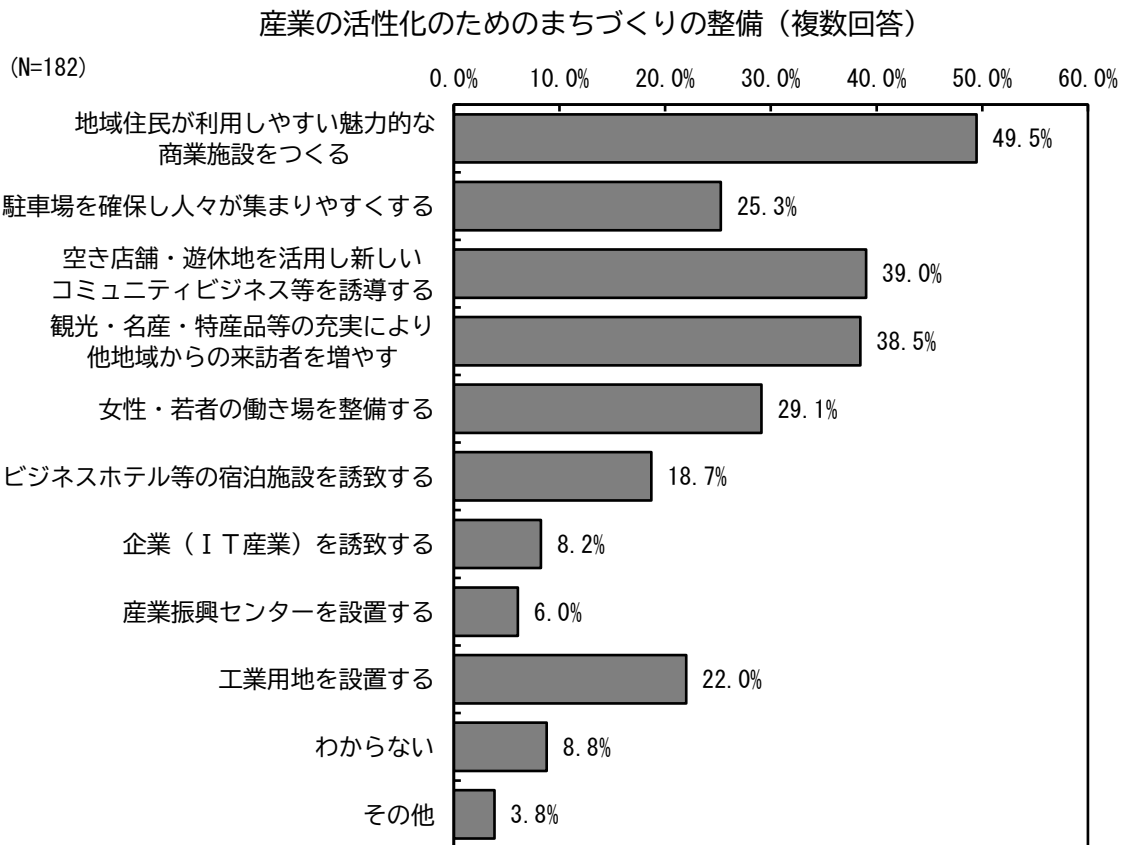
今後の事業活動において関心がある活動内容を産業別にみると、「第一次・第二次産業」では、「技術者・技能者の技術・技能向上」(40.5%)が最も多く、次いで、「生産性の向上・効率化」(39.2%)、「生産設備の更新・新規導入」(31.1%)となっています。「第三次産業」では、「地域貢献活動」(26.4%)が最も多く、次いで「新規事業の立ち上げ」(23.6%)、「自社製品・ブランドの構築」(20.8%)となっています。

今後の事業活動において関心がある主な活動内容（産業別）



【産業の活性化のためのまちづくりの整備】

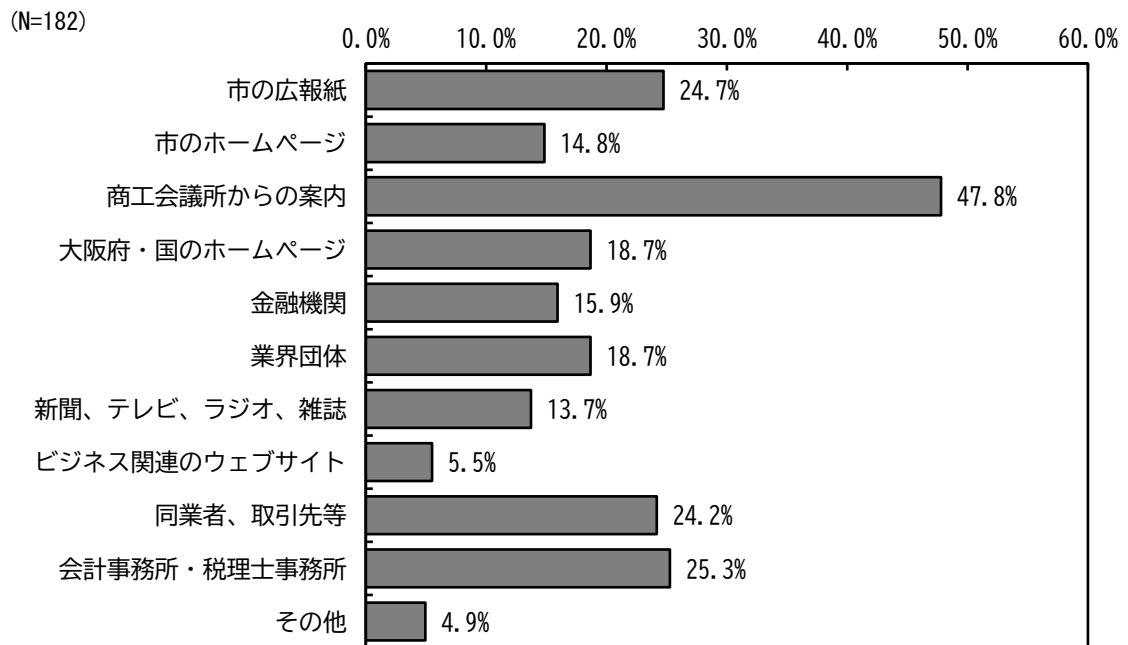
産業の活性化のためのまちづくりの整備についてみると、「地域住民が利用しやすい魅力的な商業施設をつくる」(49.5%)が最も多く、次いで「空き店舗・遊休地を活用し新しいコミュニティビジネス等を誘導する」(39.0%)、「観光・名産・特産品等の充実により他地域からの来訪者を増やす」(38.5%)となっています。



【事業者向け支援策に関する情報源】

事業者向け支援策に関する情報源についてみると、「商工会議所からの案内」(47.8%)が最も多く、次いで「会計事務所・税理士事務所」(25.3%)、「市の広報紙」(24.7%)となっています。

事業者向け支援策に関する情報源（複数回答）



3 事業者アンケート結果のまとめ

【事業所の概要】

- 創業年は、「昭和」が5割で最も多く、「平成」は26.9%、「令和」は10.4%となっています。
- 経営者の年齢は、50代以上が7割以上（「50代」35.7%、「60代以上」36.8%）を占めています。
- 従業者数は、「10人未満」が6割以上（62.1%）を占めています。
- 従業者の交野市内居住率は、「第一次・第二次産業」では「25%未満」（36.5%）、「第三次産業」では「75%以上」（35.8%）がそれぞれ最も多くなっています。

【最近の経営状況】

- 直近の年間売上金高は、「第一次・第二次産業」では「1億円以上10億円未満」（40.5%）、「第三次産業」では「1000万円以上5,000万円未満」（26.4%）がそれぞれ最も多くなっています。
- 経営の状況の変化は、「第一次・第二次産業」では、①売上高、②利益額、③従業者数はいずれも「増加した」が最も多くなっていますが、「第三次産業」では、①売上高、②利益額は「減少した」が最も多くなっています。
- 売上高減少の原因をみると、「新型コロナウイルス感染症」が5割以上（52.3%）で最も多く、次いで「国内需要の減少」、「原材料の部品調達が困難」、「顧客・取引先の休業・廃業」となっています。「第三次産業」では「新型コロナウイルス感染症」が58.1%でより顕著になっています。
- 経営上の課題は、「第一次・第二次産業」では、人材の課題（「必要人材の確保」48.6%、「人材育成」45.9%）が多く、次いで、「販売先や取引先の開拓」となっています。「第三次産業」では「販売先や取引先の開拓」（40.6%）が最も多く、次いで、人材の課題（「必要人材の確保」、「人材育成」いずれも36.8%）となっています。

【主な取引先】

- 主な取引先は、仕入れ量、販売量ともに大阪府が7割以上を占めています。大阪府内では、「大阪市」、「交野市」、「枚方市」が多くなっています。

【立地環境】

- 交野市の立地の利点は、「第一次・第二次産業」では、交通アクセス、顧客・取引先との近さ、通勤が上位となっています（「高速道路のICに近い」50.0%、「顧客・取引先に近い」31.1%、「従業者が通勤しやすい」27.0%）。「第三次産業」では、顧客・取引先との近さ、通勤、営業面が上位となっています（「顧客・取引先に近い」42.5%、「従業者が通勤しやすい」28.3%、「営業がしやすい」25.5%）。
- 今後の拡張・移転の方向性は、「現状を維持する」が5割以上（56.6%）で最も多く、次いで「市内で拡張したい」、「市外に拡張・移転したい」となっています。
- 市外に拡張・移転したい理由は、「第一次・第二次産業」では、「人材確保が困難」（36.4%）、「市内では必要面積が確保できない」（27.3%）、「第三次産業」は、「求める施設・設備がない」（33.3%）、「人材確保が困難」（27.8%）となっています。

【事業継承】

- 事業所の後継者の状況は、「第一次・第二次産業」では、「決まっている（親族）」（31.1%）が最も多くなっていますが、「第三次産業」では、「まだ決める必要がない」（29.2%）が最も多くなっています。
- 事業承継における課題は、「後継者の育成」が特に多くなっています。（全体 46.7%、「第一次・第二次産業」 55.4%、「第三次産業」 42.5%）

【地元商店街】

- 交野市の商店街の賑わいは、全体では「寂れている」が5割以上（52.2%）で、「第三次産業」では64.2%とさらに多くなっています。
- 商店街の賑わい創出に必要なことでは、「魅力ある店づくり」が特に多く、次いで、「イベントの開催」、「交通手段の整備」などとなっています。

【現状と今後】

- 経営状況の見通しは、「第一次・第二次産業」では、①売上高、②利益額はいずれも「増加する」が多くなっていますが、「第三次産業」では、①売上高、②利益額はいずれも「減少する」が多くなっています。
- 今後の主な事業展開は、「現状維持」（47.3%）が最も多く、次いで「事業の拡大」、「事業の多角化」となっています。
- 産業活性化を図るために現在、行っている取り組みは、「市外の企業や事業者団体も視野に入れた異業種交流事業の活性化」（35.2%）が最も多く、次いで「地域と協働によるイベント等の実施」、「社内研修の充実」となっています。
- 今後の事業活動において関心がある活動内容は、「第一次・第二次産業」では、「技術者・技能者の技術・技能向上」、「生産性の向上・効率化」、「生産設備の更新・新規導入」が上位となっていますが、「第三次産業」では、「地域貢献活動」、「新規事業の立ち上げ」、「自社製品・ブランドの構築」が上位となっており、産業種別の違いが顕著に表れています。
- 事業者支援を行っている相談機関の認知度は、「北大阪商工会議所」が特に多く、次いで、「交野市」、「大阪府」となっています。また、「第一次・第二次産業」では、「北大阪商工会議所」に次いで、「大阪信用保証協会」となっています。
- 交野市のイメージは、「第一次・第二次産業」、「第三次産業」とともに「大阪・京都への交通が便利なまち」、「自然・文化的な資源が豊かなまち」が上位ですが、これらに次いで、「第一次・第二次産業」では「田園都市である」、「第三次産業」では「住宅都市である」となっています。
- 産業の活性化のためのまちづくりの効果的な整備は、「第一次・第二次産業」では、「地域住民が利用しやすい魅力的な商業施設をつくる」、「観光・名産・特産品等の充実により他地域からの来訪者を増やす」、「女性・若者の働き場を整備する」が上位となっていますが、「第三次産業」では、「地域住民が利用しやすい魅力的な商業施設をつくる」、「空き店舗・遊休地を活用し新しいコミュニティビジネス等を誘導する」、「観光・名産・特産品等の充実により他地域からの来訪者を増やす」となっています。
- 事業者向け支援策に関する情報源は、「商工会議所からの案内」、「会計事務所・税理士事務所」、「市の広報紙」が上位にあがっています。

- 商工会議所に期待する役割は、「会員企業向けの支援・サービスの充実」、「各種産業支援施策に関する情報の提供」、「企業間交流、まちづくり等のコーディネート機能の強化」が上位にあがっています。
- 行政に期待する役割は、「道路、駐車場等のインフラ整備」、「町並み・環境の整備」、「産業活性化を図る都市計画の策定や基盤の整備」が上位にあがっています。「第一次・第二次産業」では、「住工混在を避けるための計画的な産業配置の促進」も3番目に多くなっています。

本章では、平成26年3月に市内経済団体や市民団体や市等で組織した「交野市産業振興基本計画推進会議」による提言と、本計画策定の基礎資料として市民、事業者及び経済団体に対して行ったアンケートの結果を整理して抽出した地域産業の課題を示します。

1 商業

《問題点》

- 市外の大規模小売店舗の影響や、市内店舗の商品・サービスの魅力不足、電子決済方法等に対応ができておらず、市民の購買力が市外へ流出している
- 店舗への移動が不便、高齢化による車や自転車の運転への不安に地域差がみられる
- 観光客は訪れているが、地域経済の活性化との結びつきが薄い
- 空き店舗の増加に伴い、商店街の連続性が失われている
- 商業団体への参画意識の低下により、組織が弱体化し、商業活性化活動の担い手が不足している
- 事業主や商店街リーダーの高齢化により、後継者が不足している
- イベント事業は積極的に行っている一方で、継続性ある販売促進事業や施設整備事業が実施されていない
- 市民や他事業者との交流が少なく、地域資源の活用や他業種間の連携、事業者間取引が図れていない



《課題》

- 事業者、商業団体の育成・強化
- 魅力ある商品・サービスの充実による商店街づくり
- 集客性の高いイベント・事業の充実
- 事業承継のマッチング

2 工業

《問題点》

- 工場跡地等の宅地化に伴う住工混在^{※1}による諸問題の発生により、操業環境が悪化している
- 人材育成や技術者・技能者の技術・技能向上が難しい
- 人材確保が困難なため市外への拡張・移転の意向がある
- 後継者の育成が難しい
- 地域外への販路拡大が図れていない
- 基幹産業^{※2}や公共事業^{※3}への依存体質からの脱却が進んでいない
- 地域内の潜在能力(技術力、特許、製造品等)を把握できる情報がないため、異業種連携等による新製品等の開発促進が図れていない
- 工業団体への参画意識の低下により、組織が弱体化している



《課題》

- 工業者・工業団体の育成・強化
- 地域産業の情報発信
- 事業者間連携による新製品・商品開発
- 地域・市民活動団体との交流

※1 住工混在：もともとは工場が立ち並んでいた地域において、工場が移転した跡地に建て売り住戸やマンションなどが建てられることにより、工場と住居とが混在した状態になること

※2 基幹産業：一国の経済活動における基盤を成すような重要な産業のこと通常、鉄鋼業、電力などのエネルギー産業、機械工業、化学工業などをさす。

※3 公共事業：政府や自治体、地方公共団体、特殊法人などが主体となり、財やサービスを提供する事業のこと。

3 農業

《問題点》

- 農業従事者の減少に加え、高齢化が進んでいる
- 後継者が不足している
- 農業生産量が減少し、市民、学校給食等への供給量が低下している
- 農地の宅地化や大規模開発等が進んでおり、農地面積が減少している
- 鳥獣対策や農機具等の費用が高く、負担が大きいため、農機具等を更新できず、経営が困難になっている。
- 地場産物やその販売場所についての情報が行き届いていない



《課題》

- 農業者・農業団体の育成・強化
- 安心・安全な農産物の安定的な生産・供給
- 農地面積の確保
- 地場産物に関する情報発信の強化

4 観光

《問題点》

- 市民や市内事業者等に対して、交野の魅力や良さを発信しきれておらず、観光振興の取組が理解されていない
- 観光資源や様々な観光イベントについての情報が行き届いていない
- 観光団体に活動している市民ボランティアの高齢化により、観光事業等の担い手が不足している
- 観光客(外国人も含む)の受入れ体制が確立できていない
- 多くの観光客が訪れているが、地域経済の活性化との結びつきが薄い
- 観光資源となり得る地域資源が多くあるにもかかわらず、生かしきれていない
- 多様な手段での情報発信ができていない



《課題》

- 観光団体の育成・強化
- 外国人観光客を含めた受入れ体制・基盤づくり
- 地域資源の掘り起こしによる観光資源化
- 地域への誇りと愛着の醸成
- 広域な情報発信の強化

1 基本テーマ

本計画では、地域産業の現状と課題を踏まえ、地域産業の振興を継続的に進めるため、市民、事業者、経済団体及び市の多様な主体の“つながり”により、地域産業における様々な課題を4つの視点で整理し、将来に向けた“つながって、強くなる”交野の産業振興を進めます。

基本テーマⅠ つながって、「育む」新しい交野の産業

基本テーマⅡ つながって、「生み出す」新しい交野の産業

基本テーマⅢ つながって、「伝える」新しい交野の産業

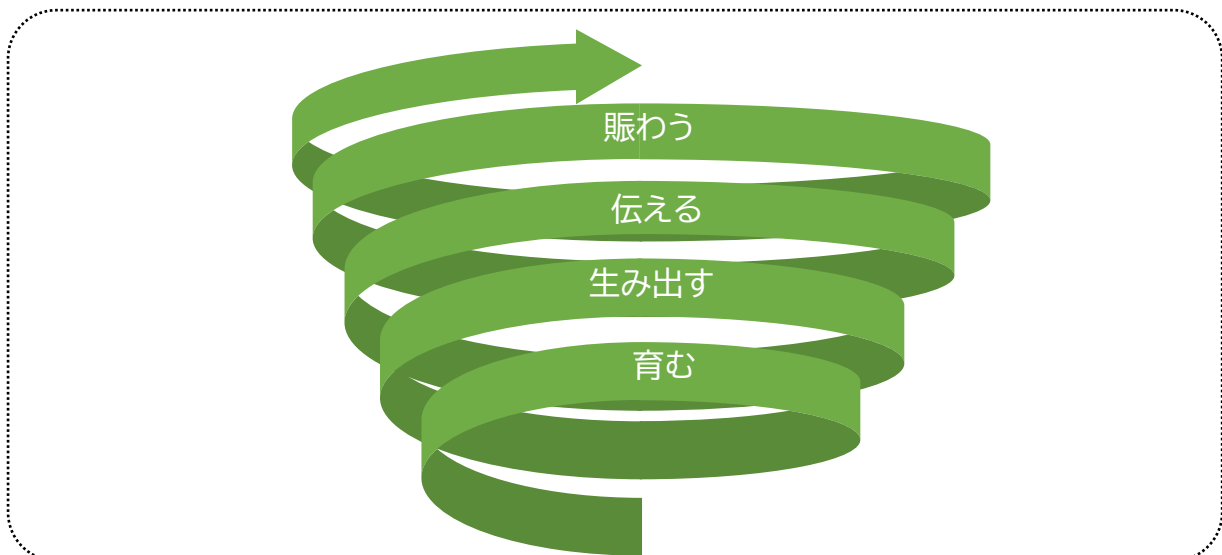
基本テーマⅣ つながって、「賑わう」新しい交野の産業

上記の取組は、それぞれ独立したものではなく、相互の関係性により、常に連動し合いながら進めて行くことを基本としていますが、持続可能な力強い地域産業を目指すためには、大きな目標から取り組むのではなく、まずは基礎をしっかりと作り上げ、実現可能な継続性のある取組を進めていく必要があります。

大きな目標から取り組むと、一時的には賑わいが生まれ、活力があるまちづくりに寄与すると考えられますが、人づくりや仕組みづくりが図られていない場合、結果的に、単発的な取組となって、継続性に欠けるものとなります。

そのため、本計画は、人づくりや仕組みづくりといった基礎づくりに重点を置き、そこから地域産業に関わる多様な意識の高まりと、知恵を結集させることによって、新たな視点による価値ある「交野らしい」ものを創出し、それらを求め人々が交野を訪れ、地域産業へと循環させるスパイラル型の計画として進めます。

◆スパイラル型の計画のイメージ図



2 施策体系

“つながって、強くなる” 交野の産業を創出するため、以下の施策体系により推進し、各基本テーマに掲げる個別の取組を進めます。

また、本市では、各施策の推進にあたっては、SDGsとの連動を意識し、持続可能なまちづくりの推進を図っております。

本計画でも下記の施策実施にあたり、SDGsの達成目標を意識した展開を考慮し、実施いたします。下記にて施策とSDGsの17のゴールとの対応関係については以下の通りとなります。

基本テーマ	施策	目標	SDGs
I つながって、 「育む」 新しい交野の産業	1. 人材育成の促進	①次世代のリーダーの育成	4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を實現しよう
		②学べる機会の創出	8 経済成長も 9 産業と雇用の創出
	2. 地域内の消費活動の促進	①市内商店の利用促進	10 人や国が平等な未来を 12 つくる責任
		②市内事業者の取引促進	17 パートナーシップで目標を達成しよう
	3. 雇用・労働環境の整備	①多様な働き方支援	17
II つながって、 「生み出す」 新しい交野の産業	1. 組織強化・連携の促進	①組織の強化、効率化促進	4 質の高い教育をみんなに 7 エネルギーをみんなに 持続可能に 8 経済成長も 9 産業と雇用の創出
		②市内商店環境の整備	11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任
	2. 商工環境の整備	②操業環境の整備	13 気候変動に具体的な対策を 17
		①地産地消の拡大	17
	3. 商品開発の促進	②オンリーワン商品の創出	17
III つながって、 「伝える」 新しい交野の産業	1. 情報発信活動の多様化	①広域発信の強化	8 経済成長も 9 産業と雇用の創出 11 住み続けられるまちづくりを 17
IV つながって、 「販わう」 新しい交野の産業	1. 交流人口の確保	①観光資源の活用促進	4 質の高い教育をみんなに 8 経済成長も
			9 産業と雇用の創出 11 住み続けられるまちづくりを
	2. 地域への誇りと愛着の向上	①地域産業のにぎわい創出	12 つくる責任 17

※1 交流人口：市外からの訪問者やインターネット等の情報媒体を通じた訪問者

※2 見える化：誰もが気軽に情報として得ることができる状態に保つこと

3 SDGsの推進について

SDGsとは

SDGs（持続可能な開発目標）とは、「Sustainable Development Goals」の略で、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成す「持続可能な開発目標」であり、先進国を含む国際社会共通の目標です。

持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標、及び細分化された169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組みが示されています。

基本計画とSDGs

SDGs達成に向けての取組みは、国レベルで実施すべきものも含まれますが、地方自治体における積極的な取組みも必要です。

本市においても、このSDGsの示す理念や方向性が、基本構想に掲げる目標と共通する部分が多いことから、基本計画においてSDGsを明確に位置づけることで、市民や事業者など多様な関係者（ステークホルダー）への浸透を図り、それぞれが連携・協力しながら持続可能なまちづくりを進めていくことによって、SDGsの達成に貢献することを目指します。



基本テーマごとの施策、指標及び目標の見方

基本テーマⅠ つながって、「育む」新しい交野の産業

施策1 人材育成の促進

地域産業の振興を図るため、事業者の意識の高まりが重要となります。

事業所の経営安定と意欲ある事業者の新たな取組を促進するため、人材育成や経営に関する相談、産業振興に関する学びの機会を支援します。

また、地域産業の振興の基礎づくりのため経済団体と市で連携し、各産業間をつなぐ調整者や経済団体における次世代リーダーの育成を支援し、事業者の意識改革や異業種連携を促します。

施策

計画理念を実現するために、設定した施策名を記載しております。

事業者の意識の高まりが重要となります。

方向性

取組む施策の方向性を記載しています。

指標（項目）	現在値 （令和4年度）	目標値 （令和15年度）
人材育成事業補助金		件
経営相談者数		目標値 10年間の目標数値です。

指標

施策の実現に向けた取組み状況を把握するための指標を示しました。

目標値

10年間の目標数値です。

関連するSDGs



SDGs

各施策に関連するSDGsの該当分野を記載しております。

目標1：次世代のリーダーの育成

【取組】 人材育成支援

人材育成を行う事業者や経済団体
調整者による人材育成研修会

目標

施策を遂行するための目標を設定しました。

取組

目標を達成させるための取組例として記載しております。





基本テーマⅠ つながって、「育む」新しい交野の産業

施策1 人材育成の促進

地域産業の振興を図るためには、事業者自身が発展するという意識の高まりが重要となります。

事業所の経営安定と意欲ある事業者の新たな取組を促進するため、人材育成や経営に関する相談、産業振興に関する学びの機会を支援します。

また、地域産業の振興の基礎づくりのため経済団体と市で連携し、各産業間をつなぐ調整者や経済団体における次世代リーダーの育成を支援し、事業者の意識改革や異業種連携を促します。

指標（項目）	現在値 （令和4年度）	目標値 （令和15年度）	
人材育成事業補助金活用実績	1件	20件	
経営相談者数	108人	1000人	
関連するSDGs			
 4 質の高い教育をみんなに	 8 働きがいも経済成長も	 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	 17 パートナーシップで目標を達成しよう

目標1：次世代のリーダーの育成	
【取組】	人材育成支援
	人材育成を行う事業者や経済団体等を支援。また、公的機関等が実施する人材育成研修会の周知を実施。
【取組】	経営相談の実施
	販路開拓、技術面等の経営全般に関する各種専門相談の実施。
【取組】	事業承継の推進
	将来に地元産業を継承するため、事業者の後継者育成や事業承継マッチング等を支援。

目標 2 : 学べる機会の創出
【取組】 視察見学会の支援
先進的な取組を実施する事業者や市町村の情報や視察。
【取組】 異業種連携の仕組みづくり
経済団体や事業者交流できる場を設置し、異業種連携の取組みを支援。
【取組】 観光ガイドの養成
地域の歴史や観光スポットを紹介できる人材の育成。

視察見学会



観光ガイド養成



施策2 地域内の消費活動の促進

地域産業の振興に取り組むには、市民・事業者・経済団体や市が、それぞれ地域産業と関わっていることを理解し、交野の産業をみんなで盛り上げる雰囲気をつくるのが重要となります。

経済団体等と市が連携して、市民や事業者に対する啓発活動や商店街に人が集まる仕組みづくりを行い、地域内における消費活動を啓発・促進します。

また、市は地域最大の消費者であることから、事業者に対する受注機会の促進を図り、市内事業者の育成に努めます。

指標（項目）	現在値 （令和4年度）	目標値 （令和15年度）
市内店舗利用促進イベント実施回数	5回	70回
入札による市内受注事業者	44%	50%※

※目標値は積算ではなく、最終年度の単年の数値になります。

関連するSDGs



目標1 ：	市内商店の利用促進
【取組】	地域内消費の啓発
	地域経済の循環を図るため、地域産業に対する市民の関心を高め、地域内消費活動を促進。
【取組】	商店街の空き店舗活用
	空き店舗を活用し商店街の活性化・利用促進に取り組む事業者の支援。

目標2 ：	市内事業者の取引促進
【取組】	地域産業への受注機会の促進
	市内事業者の受注機会を増加させるための周知力強化、市内事業者間の取引などを推奨。

施策3 雇用・労働環境の整備

地域産業の振興を持続可能なものにするには、少子高齢化社会の対策として働き方改革を行うことが重要となります。労働人口の減少により、労働者不足など働く環境は大きく変動しております。

そのため、女性や高齢者、障がい者など幅広い人材が活躍できる多様な雇用の場の創出を図るため、多様な就業・環境整備に取り組みます。

また、多様な働き方の支援として就労相談や創業環境などの支援の充実を進めます。

指標（項目）	現在値 （令和4年度）	目標値 （令和15年度）
地域産業面接会 市内参加企業数	8社	80社
創業者数	16人	150人
関連するSDGs		

目標1： 多様な働き方支援
【取組】 地域産業合同説明会の開催 ハローワークや関係団体と連携し、市内企業と求職者の面談会や説明会などの実施による雇用機会創出の推奨。
【取組】 就労支援の充実 障がい者や中高齢者、若年者等の就職困難者が活躍できるよう、就労相談会の実施や職業適性検査等の実施。
【取組】 創業支援の強化 セミナーや経営相談機能の充実、補助金の情報発信、起業資金の融資あっせんなど、起業を行う事業者の支援。
【取組】 女性の活躍の場を整えよう 女性の多様な働き化の推進を行うため、市内事業者への環境整備、取組に対する表彰制度の啓発等を実施。

基本テーマⅡ つながって、「生み出す」 新しい交野の産業

施策1 組織強化・連携の促進

地域産業の振興に関する取組を発展させていくためには、事業者の自助努力も必要ですが、経済団体の組織強化が重要となります。経済団体に加入する事業者は、多種多様な業種であるため、多角的な視点による発想が可能となり、製品、商品等の開発等の取組が促進されることが期待されます。

そのため、既存団体の組織強化、他市町村の団体との連携や事業所集積地における事業者の組織化を進めます。

指標（項目）	現在値 （令和4年度）	目標値 （令和15年度）
産業団体会員件数	商業連合会 189社	商業連合会 200社※
	工業会 107社	工業会 110社※
	生産連合会 81人	生産連合会 90人※

※目標値は積算ではなく、最終年度の単年の数値になります。

関連する SDGs			
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>

目標1	組織の強化、効率化促進
【取組】	経済団体の組織強化
	市内事業者間の交流促進、組織強化のための会員増加や交流機会の創出を推奨。
【取組】	産業活動の効率化の促進
	経営改善や働き方改革に積極的に取り組める環境整備を取り入れる事業の支援。
【取組】	広域的な組織間交流の推進
	他市や他府県の地域性を活かした取組みや先進事例に取り組む団体との交流を推奨。

施策2 商工環境の整備

商店街は、直接市民と事業者が交流、市民の身近な消費の場であり、様々な地域活動の拠点として活用されることが期待されます。

また、操業環境を整備することで、市内へ企業が集まり、新たな産業・にぎわいの創出に寄与することが期待されます。

そのため、事業所、経済団体及び市などが連携して、魅力的な商店街、企業立地環境の整備を進め、賑わいと活気があふれ、市民と企業が共存できるまちを目指します。

指標（項目）	現在値 （令和4年度）	目標値 （令和15年度）			
商業共同施設維持管理事業 補助件数	3件	30件			
企業立地促進条例奨励金	1件	5件			
関連するSDGs					
 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	 11 住み続けられる まちづくりを	 12 つくる責任 つかう責任	 13 気候変動に 具体的な対策を	 17 パートナーシップで 目標を達成しよう

目標1： 市内商店街環境の整備
【取組】 商店街の環境整備の充実 市内商店街の振興、発展に係る商店街施設等の維持管理費や商店街に設置する街路灯、アーケード等の共同施設の新設・改修や商店街への誘致、地域住民の交流促進を目的としたコミュニティ施設の設置などの商店街内の空き店舗の改修等の支援。
【取組】 （再掲）商店街の空き店舗の活用促進 空き店舗を活用し商店街の活性化・利用促進に取り組む事業者の支援。

目標2： 操業環境の整備
【取組】 企業誘致の促進 他市町村から本市へ企業を立地する事業者に対する支援。
【取組】 設備導入に係る支援拡大 市内事業者が事業の効率化や業務拡大に係る設備機器の導入に対する支援。

【取組】	事業者と住民が共存するまちづくりの推進 市民と事業者が交流する機会を創出し、地域産業への市民理解を深める取組みや市内・市外在住者の顧客ロイヤルティ ^{※1} の向上を推奨。
【取組】	脱炭素経営の促進 省エネ機器や再生可能エネルギーの導入、プラスチック製の袋の提供中止などによる環境施策に取り組む事業者の省エネ機や環境負荷の少ない電力の購入等を促進。

星田北エリア(2020年時点)



交野市駅前



※1 顧客ロイヤルティ：顧客が特定の企業や商品・サービスに対して愛着や信頼を感じ、その企業に継続的な利益をもたらしている状態。

施策3 商品開発の促進

地域産業で生産、製造される商品は多種多様にあり、“交野ブランド「カタノのチカラ」”として、交野産にこだわった魅力ある商品の創出を行っておりますが、認定品は多くはありません。異業種交流や産学連携などにより、産業分野を超えた視点や知恵を集めることが重要となります。

そのため、商品開発を促進する仕組みとして、経済団体や市などが連携して、異業種連携を図るための場づくりや、新商品開発に対する取組を進めます。また、農商工連携による6次産業化を促進することで、付加価値のついた魅力的な商品を創出します。

指標（項目）	現在値 （令和4年度）	目標値 （令和15年度）
交野ブランド“カタノのチカラ” 認定件数	22件	30件※
関連するSDGs		

※目標値は積算ではなく、最終年度の単年の数値になります

目標1 ：	地産地消の拡大
【取組】	農業生産品の安定供給化対策の促進
	市内農産物の利用促進、販路拡大に対する事業の支援。
【取組】	地場商品の拡大
	市内農産物の収穫体験や、調理体験による農産物の理解向上の推進。
目標2 ：	オンリーワン商品の創出
【取組】	事業者間の連携・共同取組の促進
	複数の事業者による連携・共同による新事業への取組み、新商品の開発などの推奨。
【取組】	地域ブランドの推進
	市内の生産品・製造品をブランド認定、ブランド力の向上にかかる取組みの支援。
【取組】	市キャラクターグッズの開発
	交野市を広く周知するため、事業者や団体等のおりひめちゃんのイラスト使用を推奨。

基本テーマⅢ つながって、「伝える」 新しい交野の産業

施策1 情報発信活動の多様化

地域産業の振興を図るためには、交野の地域資源(自然環境、七夕文化、産業等)の魅力在国内や海外へ積極的な情報発信を行うことで、交野を訪れるきっかけとなり、交流人口が増加することが期待されます。

また、異業種連携による新商品等の開発、地域内の消費活動、他市他府県からの受注機会等の促進が期待されます。

そのため、本施策では、経済団体と市が連携して、生産、販売される製品、商品等の情報を一元化し、SNSによる発信や外国人観光客の受入れ体制の構築その情報を発信するための基盤整備を進めます。

指標 (項目)	現在値 (令和4年度)	目標値 (令和15年度)
交野市産業振興事業補助金 工業振興事業 (見本市等) 補助件数	4 件	40 件
他市町村・他府県へのPR活動	5 回	40 回
市のSNSフォロワー数	1, 300 人	1, 500 人*

※目標値は積算ではなく、最終年度の単年の数値になります。

関連する SDGs				
8 働きがいの 経済成長も 	9 産業と技術革新の 基盤をつくらう 	11 住み続けられる まちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任 	17 パートナリシップで 目標を達成しよう 

目標1 : 広域発信の強化	
【取組】	農業生産品のフェアの開催
	イベント等により市内農業生産品を広く市内外へ情報発信を実施。
【取組】	情報発信の多言語化推進
	インバウンド需要を視野に入れたホームページや観光地の案内看板の多言語化の推奨。
【取組】	情報発信ツールを活用した情報発信
	SNSやネット等を通して幅広い年代の人たちへ周知。
【取組】	産業生産品の販売促進
	市内生産品をイベントやSNSを通して発信することで市内商店の利用促進を図る。

【取組】	市内事業者の自社製品PR 自社製品やサービス等を他市他府県へ広く発信することや販路拡大に努める事業者への支援。
【取組】	かたのPRキャラバン隊活動の充実 ゆるキャラや観光大使等とともに、他市他府県へ交野のPR活動を実施。
【取組】	市のキャラクター活用 産業PRキャラクター「おりひめちゃん」を活用して市内外へ交野市を発信。

農業まつり



天の川七夕まつり



基本テーマⅣ つながって、「賑わう」 新しい交野の産業

施策1 交流人口の確保

交野に多くの人を呼び込むためには、自然環境、七夕文化、産業等の地域資源を観光資源として磨き光らせることが重要です。地域資源をネットワーク化し、新たな価値を生み出すことで、魅力的な観光資源となり、交野を訪れた人たちの顧客ロイヤリティが高まり、交野を訪れる人の増加が期待されます。

そのため、本施策では、経済団体、市民活動団体、地域、市等が連携して、自然環境、七夕文化、産業等の地域資源を最大限に活用した体験型観光の構築や、「織姫が住む七夕のふるさと」を生かしたまちの賑わいづくりを進めます。

指標（項目）	現在値 （令和4年度）	目標値 （令和15年度）
年間観光客数	約80万人	100万人※

※目標値は積算ではなく、最終年度の単年の数値になります。

関連するSDGs



目標1：観光資源の活用促進

【取組】 団体の連携によるイベントの開催

複数の事業者や団体等が協力・連携し、地域の活性化や市の認知度向上を目的とした、特産品の開発やイベント実施を推奨。

【取組】 体験型観光プログラムの拡充

交野の豊かな自然や歴史・文化施設等の観光資源が体験できる機会の拡充の推奨。

【取組】 地域資源の観光資源化

由緒ある歴史・文化施設や自然豊かな景観等を観光名所として資源化を実施。

【取組】 交野ブランド取扱店店舗の増大

交野ブランド取扱店店舗を増加させ、ブランドの価値を高め、産業の活性化を実施。

【取組】 外国人観光の対応の仕組みづくり

インバウンド需要による訪日観光客が訪れたいくなる、観光地等の整備やサービス等の充実を推奨。

【取組】 物産市の展開

市内外の人たちの顧客ロイヤルティを高める取り組みの推奨。

かたのツーリズム



交野いきいきマルシェおりひめの駅



施策2 地域への誇りと愛着の向上

地域産業は、地域の身近な雇用機会を提供する最大の産業ですが、市民との直接的な関わりが少なく、相互理解が十分に図れていない状況にあります。

また、品ぞろえ、商品・サービスの質を求め、大型商業施設や市外大型店へ流出し、商店街離れが起きていると考えられます。

そのため、本施策では、経済団体と市民団体、市等が連携して、市民と事業者が交流する機会を創出し、市民と事業者の顔が見える関係を構築することで、地域産業への市民の理解を深め、地域への誇りと愛着の向上を促進し、地域産業のにぎわいを目指します。

指標（項目）	現在値 （令和4年度）	目標値 （令和15年度）
「まちの魅力や価値を他の誰かに伝えることができる」と思う市民の割合	44.4%	50%※

※目標値は積算ではなく、最終年度の単年の数値になります。

関連するSDGs				
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> 

目標1： 地域産業のにぎわい創出	
【取組】 商店街と市民・市民活動の促進	商店街等が、地域の消費者や住民にとってより賑わい・魅力あふれる場となるために取り組まれる事業の支援。
【取組】 農とのふれあい機会の提供	生産者や団体等と協力し市民が農業と触れ合える「体験農業」の受け入れ、農地の保全を推奨。
【取組】 市民の産業理解の促進	事業者や団体等と協力し市民が産業について、学ぶ機会や体験できる機会の創出を図り、市民の産業への理解力を高め、市内産業の活性化を促進する。また、持続可能な社会に向けた事業者の取組みを支援し、地域に根付いた企業の拡充を目指す。

重要項目について

テーマⅠ つながって、「育む」新しい交野の産業

今後、人口が減少していく中で、市内産業を担う後継者、次世代の人材、多様な人材等、各産業の担い手の確保と育成支援に努められるよう、多様な働き方の選択、企業の働きやすい環境づくりが重要となります。環境が整うことで、企業の魅力向上に繋がり、地元商店街や商店の利用、企業間取引等の促進等、地域での経済循環の活性化、交野の産業の発展となります。これからの交野の産業を育みます。

テーマⅡ つながって、「生み出す」新しい交野の産業

新たな地域産業を生み出すためには、経済団体の組織強化、地域ブランドの推進等が重要となります。一事業者だけでは、商品開発や事業の効率化等に取り組むのは困難であり、複数の事業者と連携が必要となるため、組織強化が重要となります。また、地域資源を活かした魅力ある商品の認定・推進を行うことで、新たな地域産業が生まれ、活性化に繋がります。

テーマⅢ つながって、「伝える」新しい交野の産業

交野の産業を広く伝えていくため、情報発信ツールの活用が重要となります。地域産業が育まれ、生み出されても、広く伝わらなければ、産業力は低下していきます。交野の地域産業をSNSやインターネット等を通し広く伝えていくことで、市外からの受注機会、インバウンド需要等の促進へと繋がり、地域産業の活性化に繋がります。

テーマⅣ つながって、「賑わう」新しい交野の産業

交野ににぎわいを創出するために、交流人口の確保、市民の交野への誇りと愛着の向上が重要となります。交流人口の確保を行うためにも、交野の魅力を向上させることが重要であるため地域資源の観光資源化や観光資源を活かしたイベントの実施などが重要となってきます。また、交野への誇りと愛着の向上を促進させるためには、市内企業や商店への市民の理解があり、愛着を持ってもらう自助努力が必要であるため、経済団体や市民団体等が連携・共同して事業を行うことで、誇りと愛着の向上を促進し、地域産業のにぎわいを創出します。

1 計画の推進体制の整備

(1) 協議会の組織

交野市産業振興基本条例第7条に基づき、産業振興に関して調査審議し、地域産業の振興に関する重要事項を意見具申することを目的として、交野市産業振興対策審議会を平成25年に組織しています。有識者の大学教授、地域の経済団体、一般市民等で構成しており、産業振興対策に係る事業を各団体、市等が取組みを評価・改善策を図る場として活用しています。

(2) 経済暖団体、市内事業者、市民等との連携

本計画に掲げる個別取組については、経済団体や事業者・市民等がそれぞれ自主的に取組み、取組内容の共有や事業の連携等、市内での横のつながりの強化を行うことで、“つながって、強くなる”交野の産業振興を目指します。

(3) 庁内での体制整備

本計画の推進にあたっては、本計画の上位計画である、「第5次交野市総合計画」や関連計画との整合を図るとともに、各課との情報交換の推進等を行い、地域産業の促進のため、本計画に掲げる各個別取組を実施いたします。

(4) 計画の推進管理

本計画を推進し、市内産業の継続的活性・改善させていくために、年に1回交野市産業振興対策審議会にて、同計画の施策体系の指標等について、評価を行います。評価結果を基に、取組内容の改善・見直しについての意見の聴取を行い、計画全体の進捗管理を行います。

巻末資料

1 交野市産業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、交野の自然環境、歴史文化、市民力等の地域資源を有効活用した地域産業の振興についての基本となる事項を定め、市、事業者及び経済団体等の役割を明確にするとともに、市民の理解と協力のもとで地域産業の振興に関する施策を協働により推進し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内で商業、工業、農業等の産業に関する事業活動を行う者をいう。
- (2) 経済団体等 商工会議所、工業団体、商店会、農業協同組合、観光団体その他市内の産業振興に関わる団体等をいう。

(基本方針)

第3条 地域産業の振興は、事業者の自助努力及び創意工夫を基本とし、産業に関わる多様な担い手とのつながりの中で、「交野にしかない」という独自性ある取組により推進するものとする。
2 前項に規定するもののほか、地域産業の振興は、次に掲げる方針に基づき推進するものとする。

- (1) 商業については、事業者の持続的な発展を基に、事業者が自ら取り組む意識改革及び後継者の育成を行うとともに、地域の賑わいある身近な消費の場として魅力ある店舗、商品づくり等を促進し、もって商業の活性化を図るものとする。
- (2) 工業については、事業者の持続的な発展を基に、事業者が自ら取り組む意識改革及び人材育成を行うとともに、地域住民との顔が見える関係づくりから良好な操業環境の構築及び事業者間の異業種連携等の促進により技術革新等を通じた新たな事業を展開し、もって工業の活性化を図るものとする。
- (3) 農業については、事業者の持続的な発展を基に、事業者が自ら取り組む意識改革及び生産者の育成を行うとともに、事業者間の交流及び連携の取組から付加価値のある産物を創出することにより、遊休農地の利活用及び地産地消を促進し、もって農業の活性化を図るものとする。
- (4) 観光については、多様な地域資源を観光資源として整備するとともに、地域産業と連携した特徴的な観光事業を創出することにより、交野を全国へ発信し観光集客による地域内消費を促進することにより、観光の活性化を図るものとする。

(事業者及び経済団体等の役割)

第4条 事業者は、前条の基本方針を基に、地域の担い手として、地域の発展、安全安心の確保、環境との調和等を目指す地域貢献活動により市民生活の向上に努めるとともに、創意工夫による自助努力のもとで経営基盤の安定及び強化を図り、経営革新、技術革新等の推進及び雇用の確保、人材の育成等の充実に努めるものとする。

2 事業者は、経済団体等へ積極的に参画するよう努めるとともに、市又は経済団体等が行う産業振興及び地域の活性化に資する事業に積極的に参加・協力するよう努めるものとする。

3 経済団体等は、事業者の事業活動を支援し、主体的に、又は市と連携して、産業振興及び地域の活性化に資する施策を積極的に実施するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第5条 市民は、事業者が提供した商品、サービス等の消費活動を通じて地域産業の振興に参画する当事者であることを理解し、豊かで質の高い市民生活の享受及び地域社会の健全な発展に寄与する産業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、第3条の基本方針を基に、国、大阪府等と連携を図るとともに、事業者又は経済団体等との協働により、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 商業、工業、農業、観光等の地域産業の振興に関する施策
- (2) 商業、工業、農業、観光等の各分野の連携及び交流促進に関する施策
- (3) 事業者の次代を担う人材育成及び雇用創出に関する施策
- (4) 事業者の経営基盤の安定に関する施策
- (5) 計画的なまちづくりによる地域産業の振興に関する施策
- (6) 地域内の消費活動の促進に関する施策

2 市は、前項に規定する施策のほか、地域産業の振興に必要な財政措置を講ずるものとする。

(交野市産業振興対策審議会の設置)

第7条 市長の諮問に応じ産業振興対策に関して調査審議し、及び地域産業の振興に関する重要事項を意見具申するため、交野市産業振興対策審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員12名以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 産業団体関係者
- (3) 観光団体関係者
- (4) 消費者団体関係者
- (5) 一般市民

4 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 交野市産業振興対策審議会規則（2017年改正）

（趣旨）

第1条 この規則は、交野市産業振興基本条例(平成25年条例第32号)第7条第6項の規定に基づき、交野市産業振興対策審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第2条 審議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を審議会に出席させて意見を述べさせることができる。

（部会）

第4条 審議会に、産業振興に関する具体的な施策を検討するための部会を設置することができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長各1名を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、会務を総理する。

5 前条の規定は、部会について準用する。

6 部会長は、部会における審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

7 各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

（庶務）

第5条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

3 委員名簿 交野市産業振興対策審議会

(順不同、敬称略)

	名 前	所属・役職名
会 長	林 正浩	摂南大学経営学部 経営学科 教授
副会長	峰滝 和典	近畿大学経営学部 キャリア・マネジメント学科 教授
委 員	吉信 勝	交野市工業会 会長
委 員	山崎 歩美	交野市商業連合会 会長
委 員	矢寺 敏幸	交野市農業生産連合会 会長
委 員	北川 元昭	交野市星のまち観光協会 会長
委 員	阿波野 光	一般社団法人 交野青年会議所
委 員	古田 よし江	交野市消費生活問題研究会
委 員	堀家 歳史	北大阪商工会議所 交野支所 所長
委 員	分林 正信	北河内農業協同組合 交野ブロック長
委 員	岡本 真由美	公募市民
委 員	池田 拓矢	公募市民

4 第二次産業振興基本計画策定の経過

年月日		内 容
令和4年	6月24日	交野市産業振興対策審議会 <ul style="list-style-type: none"> • 第二次基本計画の策定について • 市の現状と課題
	9月26日	交野市産業振興対策審議会 <ul style="list-style-type: none"> • 産業振興に関するアンケート項目について
令和5年	3月16日	交野市産業振興基本計画推進会議 <ul style="list-style-type: none"> • 第二次基本計画の策定について
	3月17日	交野市産業振興対策審議会 <ul style="list-style-type: none"> • 第一次基本計画における個別取組の進捗 • 第二次基本計画策定の進め方及びアンケートについて
	3月20日 ～4月20日	産業振興に関するアンケートの実施 対象：市民 2,000 人、事業者 500 人、農業者 500 人
	4月20日	交野市産業振興基本計画推進会議 <ul style="list-style-type: none"> • 各団体への意見聴取の実施
	5月18日	交野市産業振興基本計画推進会議 <ul style="list-style-type: none"> • 施策や目標、各団体の取り組みについて検討
	6月15日	交野市産業振興基本計画推進会議 <ul style="list-style-type: none"> • 施策や目標、各団体の取り組みについて検討
	7月20日	交野市産業振興基本計画推進会議 <ul style="list-style-type: none"> • 各団体からの意見まとめについて
	9月28日	交野市産業振興対策審議会 <ul style="list-style-type: none"> • 産業の振興に関するアンケート結果まとめ • 第二次基本計画（素案）について
	11月16日	交野市産業振興基本計画推進会議 <ul style="list-style-type: none"> • 第二次基本計画（案）について報告
	11月22日 ～12月22日	パブリックコメントの実施
令和6年	1月23日	交野市産業振興対策審議会 <ul style="list-style-type: none"> • パブリックコメントの結果報告